

第六回国会 水産委員会 議録 第十五号

昭和二十四年十一月二十七日(日曜日)

午後一時十九分開議

出席委員

委員長 石原 圓吉君

理事 川村善八郎君 理事 鈴木 善幸君

理事 夏畑源三郎君 理事 松田 鐵藏君

理事 佐竹 新市君 理事 林 好文君

理事 砂間 一良君 理事 早川 崇君

川端 佳夫君 田口長治郎君

玉置 信一君 富永格五郎君

二階堂 進君 奥村又十郎君

岡田 勢一君

委員外の出席者

専門員 小安 正三君

専門員 齋藤 一郎君

十一月二十五日

委員川端佳夫君辞任につき、その補

欠として小西寅松君が議長の指名で

委員に選任された。

同月二十六日

委員小西寅松君辞任につき、その補

欠として川端佳夫君が議長の指名で

委員に選任された。

十一月二十六日

沿岸漁業保護育成に関する決議案

(砂間一良君外三十六名提出、決議

第一三三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

小委員補充選任に関する件

漁業法案(内閣提出、第五回 国会開

法第一八六号)

漁業法施行法案(内閣提出、第五回

国会開法第一八七号)

○石原委員長 これより会議を開きま

す。漁業法案及び漁業法施行法案を一

括議題といたします。

〔参照〕

漁業法案

漁業法

目次

第一章 総則(第一條―第五條)

第二章 漁業権及び入漁権(第六

條―第五十一條)

第三章 指定遠洋漁業(第五十二

條―第六十四條)

第四章 漁業調整(第六十五條―

第七十四條)

第五章 免許料及び許可料(第七

十五條―第八十一條)

第六章 漁業調整委員会及び中央

漁業調整審議会

第一節 総則(第八十二條・第

八十三條)

第二節 海区漁業調整委員会

(第八十四條―第一百四

四條)

第三節 連合海区漁業調整委員

会(第一百五條―第一百

一四條)

第四節 中央漁業調整審議会

(第一百十二條―第一百

十九條)

第五節 雑則(第一百五條―第

百十九條)

第七章 土地及び土地の定着物の

使用(第二十條―第百

二十六條)

第八章 内水面漁業(第二百七

條―第三百三十二條)

第九節 雑則(第三百三十三條―第

百三十七條)

第十章 罰則(第三百三十八條―第

百四十五條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、漁業生産に関

する基本的制度を定め、漁業者及

び漁業従事者を主体とする漁業調

整機構の運用によつて水面を総合

的に利用し、もつて漁業生産力を

發展させ、あわせて漁業の民主化

を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「漁業」と

は、水産動物の採捕又は養殖の

事業をいう。

2 この法律において「漁業者」とは、

漁業を営む者をいい、「漁業従事

者」とは、漁業者のために水産動

植物の採捕又は養殖に従事する者

をいう。

(適用範囲)

第三條 公共の用に供しない水面に

は、別段の規定がある場合を除

き、この法律の規定を適用しな

い。

第四條 公共の用に供しない水面で

あつて公共の用に供する水面と連

接して一体を成すものには、この

法律を適用する。

(共同申請)

第五條 この法律又はこの法律に基

く命令に規定する事項について二

人以上共同して申請しようとする

ときは、そのうち一人を選定して

代表者とし、これを行政庁に届け

出なければならぬ。代表者を更

更したときもまた同じである。

2 前項の届出がないときは、行政

庁は、代表者を指定する。

3 代表者は、行政庁に対し、共同

者を代表する。

4 前三項の規定は、二人以上共同

して漁業権又はこれを目的とする

抵当権若しくは入漁権を取得した

場合に準用する。

第二章 漁業権及び入漁権

(漁業権の定義)

第六條 この法律において「漁業権」と

は、定置漁業権、区画漁業権及

び共同漁業権をいう。

2 「定置漁業権」とは、定置漁業を

営む権利をいい、「区画漁業権」と

は、区画漁業を営む権利をいい、

「共同漁業権」とは、共同漁業を営

む権利をいう。

3 「定置漁業」とは、漁具を定置し

て営む漁業であつて左に掲げるも

のをいう。

一 身網の設置される場所の最深

部が最高潮時において水深十五

メートル以上であるもの

二 北海道においてにしん、いわ

し、さけ又はます(陸封性のま

すを除く。)を主たる漁獲物と

するもの

4 「区画漁業」とは、左に掲げる漁

業をいう。

一 第一種区画漁業 一定の区域

内において石、かわら、竹、木

等を敷設して営む養殖業

二 第二種区画漁業 土、石、

竹、木等によつて囲まれた一定

の区域内において営む養殖業

三 第三種区画漁業 一定の区域

内において営む養殖業であつて

前二号に掲げるもの以外のもの

「共同漁業」とは、左に掲げる漁

業であつて一定の水面を共同に利

用して営むものをいう。

一 第一種共同漁業 海草貝類又

は主務大臣の指定する定着性の

水産動物を目的とする漁業

二 第二種共同漁業 網漁具(え

りやな類を含む。)を移動しな

いように敷設して営む漁業であ

つて定置漁業以外のもの

三 第三種共同漁業 地びき網漁

業、地ごき網漁業、船びき網漁

業、飼付漁業、しらいらげ漁業

又はつきいそ漁業

四 第四種共同漁業 寄魚漁業又

は鳥付こぎ釣漁業

五 第五種共同漁業 湖沼(主務

大臣の指定するものを除く。)又

は主務大臣の指定する湖沼に

準ずる水面において営む漁業で

あつて前四号に掲げるもの以外

のもの

(入漁権の定義)

第七條 この法律において「入漁権」

とは、設定行為に基き、他人の共

同漁業権又はび、建築殖業、かき

養殖業若しくは第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権に属する漁場においてその漁業権の内容たる漁業の全部又は一部を営む権利をいう。

(各自漁業を営む権利)

第八條 漁業協同組合の組合員であつて漁民(漁業者又は漁業従事者たる個人をいう。以下同じ。)であるものは、定款の定めるところにより、当該漁業協同組合又は当該漁業協同組合を会員とする漁業権、区画漁業権(及び建築殖業、かき養殖業、第六條第五項第五号の規定により主務大臣の指定する湖沼以外の内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とするものに限る。)又は入漁権の範囲内において各自漁業を営む権利を有する。

(漁業権に基かない定置漁業等の禁止)
第九條 定置漁業及び区画漁業は、漁業権又は入漁権に基くのでなければ、営んではならない。

(漁業の免許)
第十條 漁業権の設定を受けようとする者は、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。

(免許の内容等の事前決定)
第十一條 都道府県知事は、漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見をきき、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、申請期間並びに共同漁業についてはその関係地区をあらかじめ定めなければ

ならない。
2 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきいて、前項の規定により定めた免許の内容たるべき事項、申請期間又は関係地区を変更することができる。
3 前二項の規定により免許の内容たるべき事項、申請期間及び関係地区を定め、又はこれを変更したときは、都道府県知事は、これを公示しなければならない。
(海区漁業調整委員会への諮問)
第十二條 第十條の免許の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。
(免許をしない場合)
第十三條 左の各号の一に該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしない。
一 申請者が第十四條に規定する適格性を有する者でない場合
二 第十一條第三項の規定により公示した漁業の免許の内容と異なる申請があつた場合
三 その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至る虞がある場合
四 漁業調整その他公益上必要があると認める場合
五 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき
2 前項第五号の場合においてその者の住所又は居住が明らかでないため同意が得られないときは、最高裁判所の定めるところにより、

裁判所の許可をもつてその者の同意に代へることができる。
3 前項の許可に対する裁判に関しては、最高裁判所の定めるところにより、上訴することができる。
4 第一項第五号の所有者又は占有者は、正当な事由がなければ、同意を拒むことができない。
(免許についての適格性)
第十四條 定置漁業又は区画漁業の免許について適格性を有する者は、左の各号のいずれにも該当しない者とする。
一 漁業に関する法令の悪質な違反者であること。
二 労働に関する法令の悪質な違反者であること。
三 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて漁村の民主化を阻害すると認められた者であること。
四 前三号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであつても、実質上その申請に係る漁業の経営を支配するに至る虞があること。
2 及び建築殖業、かき養殖業、内水面(第六條第五項第五号の規定により主務大臣の指定する湖沼を除く。以下第二十五條までにおいて同じ。)における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業の免許については、地元地区(自然的及び社会経済的條件により、当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。以下同じ。)の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合

又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合であつて当該漁業権の内容たる漁業を営まないものは、前項の規定にかかわらず、左に掲げるものに限り、適格性を有する。但し、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十八條第二項の規定により組合員の資格を限る漁業協同組合及びその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合は、適格性を有しない。
一 その組合員(漁業協同組合連合会の場合にはその会員たる漁業協同組合の組合員。以下同じ。)のうち当該漁業を営む者(内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業の場合には当該漁業の漁業従事者又は当該漁業の目的たる水産動物の採捕を業とする者を含む。以下同じ。)の属する世帯の数が、地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
二 二以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち当該漁業を営む者の属する世帯の総数が、地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
3 前項の地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が同項の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して同項に規定す

る漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合には、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、正当な事由がなければ、これを拒むことができない。
4 第二項の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が同項に規定する漁業の免許を受けた場合には、その免許の際に同項の地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者であつた者を組合員とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、都道府県知事の認可を受けて、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して当該漁業権を共有すべきことを請求することができる。この場合には、第二十七條第一項の規定は、適用しない。
5 前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。
6 共同漁業の免許について適格性を有する者は、第十一條に規定する関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会であつて左に掲げるものとする。
一 その組合員のうち一年に三十日以上沿岸漁業(第七十五條第三項に掲げる漁業と第百二十七條に規定する内水面における漁業とを除いた漁業をいう。以下同じ。)を営む者(湖沼における共同漁業の免許については当該湖沼において漁業を営む者。以下同じ。)の属する世帯の数が

二 以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち当該漁業を営む者の属する世帯の総数が、地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
三 前項の地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が同項の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して同項に規定す

る漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合には、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、正当な事由がなければ、これを拒むことができない。
4 第二項の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が同項に規定する漁業の免許を受けた場合には、その免許の際に同項の地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者であつた者を組合員とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、都道府県知事の認可を受けて、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して当該漁業権を共有すべきことを請求することができる。この場合には、第二十七條第一項の規定は、適用しない。
5 前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。
6 共同漁業の免許について適格性を有する者は、第十一條に規定する関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会であつて左に掲げるものとする。
一 その組合員のうち一年に三十日以上沿岸漁業(第七十五條第三項に掲げる漁業と第百二十七條に規定する内水面における漁業とを除いた漁業をいう。以下同じ。)を営む者(湖沼における共同漁業の免許については当該湖沼において漁業を営む者。以下同じ。)の属する世帯の数が

二 以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち当該漁業を営む者の属する世帯の総数が、地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
三 前項の地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が同項の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して同項に規定す

る漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合には、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、正当な事由がなければ、これを拒むことができない。
4 第二項の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が同項に規定する漁業の免許を受けた場合には、その免許の際に同項の地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者であつた者を組合員とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、都道府県知事の認可を受けて、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して当該漁業権を共有すべきことを請求することができる。この場合には、第二十七條第一項の規定は、適用しない。
5 前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。
6 共同漁業の免許について適格性を有する者は、第十一條に規定する関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会であつて左に掲げるものとする。
一 その組合員のうち一年に三十日以上沿岸漁業(第七十五條第三項に掲げる漁業と第百二十七條に規定する内水面における漁業とを除いた漁業をいう。以下同じ。)を営む者(湖沼における共同漁業の免許については当該湖沼において漁業を営む者。以下同じ。)の属する世帯の数が

二 以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち当該漁業を営む者の属する世帯の総数が、地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
三 前項の地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が同項の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して同項に規定す

る漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合には、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、正当な事由がなければ、これを拒むことができない。
4 第二項の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が同項に規定する漁業の免許を受けた場合には、その免許の際に同項の地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者であつた者を組合員とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、都道府県知事の認可を受けて、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して当該漁業権を共有すべきことを請求することができる。この場合には、第二十七條第一項の規定は、適用しない。
5 前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。
6 共同漁業の免許について適格性を有する者は、第十一條に規定する関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会であつて左に掲げるものとする。
一 その組合員のうち一年に三十日以上沿岸漁業(第七十五條第三項に掲げる漁業と第百二十七條に規定する内水面における漁業とを除いた漁業をいう。以下同じ。)を営む者(湖沼における共同漁業の免許については当該湖沼において漁業を営む者。以下同じ。)の属する世帯の数が

関係地区内に住所を有し一年に三十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの。

二 二以上共同して申請した場合においてこれらの組合員のうち一年に三十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の総数が関係地区内に住所を有し一年に三十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの。

7 第三項から第五項までの規定は、共同漁業に準用する。この場合において、「地元地区」とあるのは「関係地区」と、「当該漁業」とあるのは「一年に三十日以上沿岸漁業」と読み替えるものとする。

8 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第一種共同漁業又は第五種共同漁業を内容とする共同漁業権を取得した場合においては、海区漁業調整委員会は、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会と第十一條に規定する関係地区内に住所を有する漁民であつてその組合員でないものとの関係において当該共同漁業権の行使を適切にするため、第六十七條第一項の規定に従い、必要な指示をするものとする。

9 旧漁業法(明治三十四年法律第三十四号)施行前からの慣行によりこの法律施行の際現に効力を有する専用漁業権を有している市、町、村、町村組合又は財産区であつて特別の事情によりこれに免許をするのが妥当であると認められるものは、第六項の規定にかかわらず、第一種共同漁業の免許に就いて適格性を有する。

10 事項を勘案しなければならない。

一 労働条件

二 地元地区内に住所を有する漁民特に当該漁業の操業により従前の生業を奪われる漁民を使用する程度

三 地元地区内に住所を有する漁民が当該漁業の経営に参加する程度

四 当該漁業についての経験の程度、資本その他経営能力

五 当該漁業にその者の経済が依存する程度

六 当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁場との協調その他当該水面の総合的別用に関する配慮の程度

七 地元地区内に住所を有する漁民七人以上によつて構成される法人であつて左の各号の全部に該当するものは、前五項の規定にかかわらず、第一順位とする。

一 漁業を営むことを主たる目的とする者であること。

二 構成員の過半数が、当該海区においてその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるか又は当該漁業の免許が他の者にされたときは従前の生業を失うに至る者であること。

三 構成員の三分の二以上がその営む事業に常時従事する者であること。

四 当該漁業に常時従事する者の三分の二以上がその構成員であること。

五 構成員のうちその営む事業に常時従事する者の出資額が総出資額の過半を占めていること。

11 町村内の漁民の部落が孤立しており、且つ、その区域内に住所を有する者が当該漁業に高度に依存している場合においては、当該漁業については、当該市町村又は当該部落を地区とし、地区内に住所を有する者によつて構成される法人であつて左の各号の全部に該当するものは、前九項の規定にかかわらず、第一順位とする。

一 構成員(二以上共同して申請した場合)のうち漁民である者の属する世帯の数が地元地区内に住所を有する漁民の属する世帯の数の七割以上であること。

二 当該漁業に常時従事する者の三分の二以上がその構成員であるか又はその構成員と世帯を同じくする者であること。

三 構成員が各自一個の議決権を有すること。

四 地元地区の属する市町村又は市

12 町村内の漁民の部落が孤立しており、且つ、その区域内に住所を有する者が当該漁業に高度に依存している場合においては、当該漁業については、当該市町村又は当該部落を地区とし、地区内に住所を有する者によつて構成される法人であつて左の各号の全部に該当するものは、前九項の規定にかかわらず、第一順位とする。

一 構成員(二以上共同して申請した場合)のうち漁民である者の属する世帯の数が地区内に住所を有する漁民の属する世帯の数の八割以上であり、且つ、構成員の属する世帯の数の七割以上であること。

二 構成員のうち漁民であるものの属する世帯の数が地区内に住所を有する漁民の属する世帯の数の八割以上であり、且つ、構成員の属する世帯の数の七割以上であること。

三 当該漁業に常時従事する者の三分の二以上がその構成員であるか又はその構成員と世帯を同じくする者であること。

四 構成員が各自一個の議決権を有すること。

13 第九項の地元地区内に住所を有する漁民が同項の漁業協同組合若しくは法人に加入を申し出た場合又は前項の地区内に住所を有する者が同項の法人に加入を申し出た場合には、申出を受けた者は、正当な事由がなければ、これを拒むことができぬ。第九項の地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は同項の地元地区内に住所を有する漁民によつて構成される法人が同項に規定する漁業協同組合又は法人に對し当該漁業の免許を共同して申請する

ことを申し出た場合もまた同じである。

12 二人以上共同して申請した場合において、その申請者が第一項、第二項又は第四項の各号のいずれに該当するかは、各申請者のうちいずれに該当する者が議決権及び出資額において過半を占めているかによつて定める。この場合において、いずれに該当する者も議決権及び出資額において過半を占めていない場合は、その申請者は、第一項第二号、第二項第三号又は第四項第二号に該当するものとみなす。

13 二人以上共同して申請した場合において、その申請者が第六項、第九項又は第十項に規定する者に該当するかどうかは、各申請者のうち第六項、第九項又は第十項に規定する者に該当する者が議決権及び出資額において過半を占めているかどうかによつて定める。

14 法人が第一項第一号、第二項第一号若しくは第二号又は第四項第一号に該当しない場合であつても、その構成員のうちこれに該当する者が議決権及び出資額において過半を占めている場合は、その法人は、これに該当するものとみなす。

15 前三項の議決権及び出資額の過半の計算については、第二項第一号に該当する者は、同項第二号に該当する者であるものとみなす。

16 法人以外の団体は、第十五項の規定の適用に関しては、法人とみなす。

(区画漁業の免許の優先順位)
第十七條 区画漁業(ひび、建養殖業、かき養殖業、真珠養殖業、内水面における漁類養殖業及び第三種区画漁業たる貝類養殖業を除く。)の免許の優先順位は、左の順序による。

- 一 漁業者又は漁業従事者
- 二 前号に掲げる者以外の者
- 三 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。
 - 一 漁民
 - 二 前号に掲げる者以外の者
 - 三 前二項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。
 - 一 地元地区内に住所を有する者
 - 二 前号に掲げる者以外の者
 - 三 前三項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。
 - 一 その申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者
 - 二 沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のものに経験がある者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者
 - 四 前四項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 当該漁業にその者の生計が依存する程度

- 二 労働条件
- 三 地元地区内に住所を有する漁民を使用する程度
- 四 地元地区内に住所を有する漁民が当該漁業の経営に参加する程度
- 五 当該漁業についての経験の程度、資本その他経営能力
- 六 当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度
- 七 前六項の規定の適用に関して、前條第十二項及び第十四項から第十六項までの規定を準用する。
- 八 法人が地元地区内に住所を有する場合であつても、その構成員のうち地元地区内に住所を有する者が議決権及び出資額において過半を占めていない場合は、第三項の規定の適用に関しては、その法人は、地元地区内に住所を有しないものとみなす。

「第十八條第二項において準用する第十七條」と、同條第九項中「前八項」とあるのは「第十八條第二項において準用する第十七條及び第十六條第六項、第七項」と読み替へるものとする。

- 第十九條 真珠養殖業を内容とする区画漁業の免許の優先順位は、左の順序による。
 - 一 漁業者又は漁業従事者
 - 二 前号に掲げる者以外の者
 - 三 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。
- 第二十條 第一種共同漁業の免許の優先順位は、左の順序による。
 - 一 第十四條第六項の規定により適格性を有する者
 - 二 同條第九項の規定により適格性を有する者
- 第二十一條 (漁業権の存続期間) 漁業権の存続期間は、免許の日から起算して、定置漁業権又は区画漁業権にあつては五年、共同漁業権にあつては十年とする。
- 第二十二條 区画漁業権については、前項の期間は、その満了の際、漁業権者の申請により、延長することができる。
- 第二十三條 前項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきき、第三十七條から第四十條までの規定による漁業権又は免許の取消事由がある場合を除いて、期間延長の免許をしなければならぬ。
- 第二十四條 第二項の規定により延長する期間は五年とする。但し、再延長を妨げない。
- 第二十五條 都道府県知事は、漁業調整のため必要な限度において第一項又は前項の期間より短い期間を定めることができる。

五 当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

- 一 労働条件
- 二 地元地区内に住所を有する漁民を使用する程度。大規模の経営の場合にあつては、特に当該漁業の操業により従前の生業を奪われる漁民を使用する程度
- 三 当該漁業についての経験の程度、資本その他経営能力。特に当該漁業に関する進歩的企画の程度
- 四 当該漁業にその者の経済が依存する程度

(漁業権の分割又は変更)
第二十二條 漁業権を分割し、又は変更しようとするときは、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。

2 前項の場合においては、第十二條(海区漁業調整委員会への諮問)及び第十三條(免許をしない場合)の規定を準用する。
(漁業権の性質)

第二十三條 漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用する。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第二編第八章(先取特権)及び第九章(質権)の規定は、定置漁業権及び区画漁業権(及び建築殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権であつて漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有するものを除く。第二十四條から第二十八條までにおいて同じ。)に、第八章から第十章まで(先取特権、質権及び抵当権)の規定は、ひび建築殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権であつて漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有するものを除く。第二十四條から第二十八條までにおいて同じ。)に、第八章から第十章まで(先取特権、質権及び抵当権)の規定は、ひび建築殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権であつて漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有するもの及び共同漁業権にいずれも適用しない。

(抵当権の設定)

第二十四條 定置漁業権又は区画漁業権について抵当権を設定した場合作業は、民法第三百七十條(抵当権の効力の及ぶ目的物の範囲)

の規定の準用に關しては、漁業権に附加してこれと一体を成す物とみなす。

2 定置漁業権は、都道府県知事の認可を受けた場合を除き、抵当権の目的となることができない。

3 前項の認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

(区画漁業権の譲渡により抵当権が消滅する場合)
第二十五條 ひび建築殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権について抵当権が設定されている場合において、これを漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に譲渡するに、漁業権者は、抵当権者の同意を得なければならない。

2 抵当権者は、正当な事由がなければ、前項の同意を拒むことができない。

3 第一項の譲渡があつたときは、抵当権は、消滅する。
(漁業権の移転の制限又は禁止)

第二十六條 区画漁業権は、都道府県知事の認可を受けた場合を除き、移転(譲渡、滞納処分、強制執行及び抵当権の実行による移転をいう。第二項、第二十七條第一項及び附則第五項において同じ)の目的となることができない。

2 都道府県知事は、第十四條第一項又は第二項に規定する適格性を有する者に移転する場合でなければ、前項の認可をしてはならない。

3 前項の規定により認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

2 第二十七條 区画漁業権以外の漁業権は、移転の目的となることができない。但し、定置漁業権については、抵当権の実行による場合及び第二十八條第二項の譲渡の場合、この限りでない。

2 前項但書の規定による定置漁業権の移転には、前條の規定を準用する。
(相続によつて取得した定置漁業権又は区画漁業権)
第二十八條 相続によつて定置漁業権又は区画漁業権を取得した者は、取得の日から二箇月以内に都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきき、前項の者が第十四條第一項に規定する適格性を有する者でないことを認めるときは、一定期間内に譲渡しなければその漁業権を取り消すべき旨をその者に通知しなければならない。
(水面使用の権利義務)
第二十九條 漁業権者の有する水面使用に關する権利義務は、漁業権の処分に従う。
(貸付の禁止)
第三十條 漁業権は、貸付の目的となることができない。

(登録した権利者の同意)
第三十一條 漁業権は、第五十條の規定により登録した権利者の同意を得なければ、分割し、変更し、又は放棄することができない。

2 第十三條第二項から第四項まで(同意が得られない場合等)の規定は、前項の同意に準用する。
(漁業権の共有)
第三十二條 漁業権の各共有者は、他の共有者の三分の二以上の同意を得なければ、その持分を処分することができない。

2 第十三條第二項から第四項まで(同意が得られない場合等)の規定は、前項の同意に準用する。

第三十三條 漁業権の各共有者がその共有に屬する漁業権又は入漁権を変更するために他の共有者の同意を得ようとする場合においては、第十三條第二項から第四項まで(同意が得られない場合等)の規定を準用する。
(漁業権の制限又は条件)
第三十四條 都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり、漁業権に制限又は条件を付けることができる。

2 前項の制限又は条件を付けようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、免許後、海区漁業調整委員会が漁業調整その他公益上必要があると認めて申請したときは、漁業権に制限又は条件を付けることができる。
(休業の届出)
第三十五條 漁業権者が一漁期以上わたつて休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

(休業中の漁業許可)
第三十六條 前條の休業期間中は、第十四條第一項に規定する適格性を有する者は、第九條の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けて当該漁業権の内容たる漁業を営むことができる。

2 前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可を受けた者に対して、当該漁業権の免許料の全部又は一部を負担すべきことを命ずることができる。

4 第一項の許可については、第十三條第一項第四号(免許をしない場合)、第三十四條(漁業権の制限又は条件)、第三十五條(休業の届出)、第三十七條、第三十八條第一項、第二項、第三十九條(漁業権の取消)及び第四十條(錯誤によつてした免許の取消)の規定を準用する。この場合において、第三十八條第一項中「第十四條」とあるのは「第十四條第一項」と読み替へるものとする。

5 前四項の規定は、第三十九條第二項の規定に基く処分により漁業権の行使を停止された期間中他の者が当該漁業を営もうとする場合に準用する。
(休業による漁業権の取消)
第三十七條 免許を受けた日から一年間、又は引き続き二年間休業したときは、都道府県知事は、その漁業権を取り消すことができる。

2 漁業権者の責に帰すべき事由による場合を除き、第三十九條第一

項の規定に基く処分、第六十五條第一項の規定に基く命令、第六十七條第一項の規定に基く指示又は同條第七項の規定に基く命令により漁業権の行使を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の規定により漁業権を取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。
(適格性の喪失等による漁業権の取消)

第三十八條 漁業の免許を受けた後に漁業権者が第十四條に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、都道府県知事は、漁業権を取り消さなければならぬ。

2 前項の規定により漁業権を取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

3 漁業権者以外の者が実質上当該漁業権の内容たる漁業の経営を支配しており、且つ、その者には第十五條から第二十條まで(優先順位)の規定によれば当該漁業の免許をしないことが明らかであると認め、海区漁業調整委員会が漁業権を取り消すべきことを申請したときは、都道府県知事は、漁業権を取り消すことができる。
(公益上の必要による漁業権の変更、取消又は行使の停止)

第三十九條 漁業調整、船舶の航行、てい泊、けい留、水底電線の敷設その他公益上必要があると認めるときは、都道府県知事は、漁業権を変更し、取り消し、又はその

の行使の停止を命ずることができ
る。

2 漁業権者が漁業に関する法令の規定に違反したときもまた前項に同じである。

3 前二項の規定による処分をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。
(錯誤によつてした免許の取消)

第四十條 錯誤により免許をした場合においてこれを取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。
(抵消権者の保護)

第四十一條 漁業権を取り消したときは、都道府県知事は、直ちに、登録した抵消権者にその旨を通知しなければならぬ。

2 前項の権利者は、通知を受けた日から三十日以内に漁業権の競賣を請求することができる。但し、第三十九條第一項の規定による取消の場合、この限りでない。

3 漁業権は、前項の期間内又は競賣の手續完結の日まで、競賣の目的の範囲内においては、なお存続するものとみなす。

4 競賣による賣得金は、競賣の費用及び第一項の権利者に対する債務の弁済に充て、その残金は國庫に帰属する。

5 競賣を許す決定が確定したときは、漁業権の取消はその効力を生じなかつたものとみなす。
(漁場に定着した工作物の買取)

第四十二條 漁場に定着する工作物

を設置して漁業権の價値を増大せしめた漁業権者は、その漁業権が消滅したときは、当該工作物の利用によつて利益を受ける漁業の免許を受けた者に対し、時價をもつて当該工作物を買取するべきことを請求することができる。但し、漁業に関する法令の違反、適格性の喪失その他その者の責に帰すべき事由によつて漁業権が消滅したときは、この限りでない。

(入漁権の性質)

第四十三條 入漁権は、物権とみなす。

2 入漁権は、相続及び譲渡の目的となる外、権利の目的となることのできない。

3 入漁権は、漁業権者の同意を得なければ、譲渡することができない。

(入漁権の内容の書面化)

第四十四條 入漁権については、書面により左に掲げる事項を明らかにしなければならぬ。

一 入漁すべき区域
二 入漁すべき漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業時期
三 存続期間の定めがあるときはその期間

四 入漁料の定めがあるときはその事項
五 漁業の方法について定めがあるときはその事項

六 漁船、漁具又は漁業者の数について定めがあるときはその事項
七 入漁者の資格について定めがあるときはその事項

八 その他入漁の内容

(裁定による入漁権の設定、変更及び消滅)

第四十五條 入漁権の設定を求めた場合において漁業権者が不当にその設定を拒み、又は入漁権の内容が適正でないとして認め、その変更若しくは消滅を求めた場合において相手方が不当にその変更若しくは消滅を拒んだときは、入漁権の設定、変更又は消滅を拒まれた者は、海区漁業調整委員会に対して、入漁権の設定、変更又は消滅に関する裁定を申請することができる。

2 前項の規定による裁定の申請があつたときは、海区漁業調整委員会は、相手方にその旨を通知し、且つ、命令の定めるところにより、これを公示しなければならぬ。

3 第一項の規定による裁定の申請の相手方は、前項の公示の日から二週間以内に海区漁業調整委員会に意見書を差し出すことができる。

4 海区漁業調整委員会は、前項の期間を経過した後に審議を開始しなければならぬ。

5 裁定は、その申請の範囲をこえることができない。

6 裁定においては、左の事項を定めなければならない。

一 入漁権の設定に関する裁定の申請の場合にあつては、設定するかどうか、設定する場合はその内容及び設定の時期
二 入漁権の変更に関する裁定の申請の場合にあつては、変更するかどうか、変更する場合はその

の内容及び変更の時期
三 入漁権の消滅に関する裁定の申請の場合にあつては、消滅させるかどうか、消滅させる場合は消滅の時期

7 海区漁業調整委員会は、裁定をしたときは、遅滞なくその旨を裁定の申請の相手方に通知し、且つ、命令の定めるところにより、これを公示しなければならない。

8 前項の公示があつたときは、その時に、裁定の定めるところにより当事者間に協議がととのつたものとみなす。

(入漁権の存続期間)

第四十六條 存続期間について別段の定めがない入漁権は、その目的たる漁業権の存続期間中存続するものとみなす。但し、入漁権者は、何時でもその権利を放棄することができる。

(入漁権の共有)

第四十七條 第三十二條及び第三十三條(漁業権の共有)の規定は、入漁権を共有する場合に準用する。
(入漁料の不拂等)

第四十八條 入漁権者が入漁料の支拂を怠つたときは、漁業権者は、その入漁を拒むことができる。

2 入漁権者が引き続き二年以上入漁料の支拂を怠り、又は破産の宣告を受けたときは、漁業権者は、入漁権の消滅を請求することができる。

第四十九條 入漁料は、入漁しないときは、支拂わなくてもよい。
(登録)

第五十條 漁業権及びこれを目的とする抵消権並びに入漁権の設定、

保存、移転、変更、消滅及び処分の制限並びに第三十九條第一項又は第二項の規定による漁業権の行使の停止及びその解除は、免許漁業権原簿に登録する。

2 前項の登録は、登記に代るものとする。

3 前二項に規定するものの外、登録に關して必要な規定は、命令で定める。

(裁判所の管轄)

第五十一條 裁判所の土地の管轄が不動産所在地によつて定まる場合には、漁場に最も近い沿岸の属する市町村を不動産所在地とみなす。

第三章 指定遠洋漁業

(指定遠洋漁業)

第五十二條 大型捕鯨業、以西トロール漁業、以西機船底びき網漁業又は遠洋かつお・まぐろ漁業(以下「指定遠洋漁業」と総称する。)は、船舶ごとに、主務大臣の許可を受けなければ、営んではならない。

2 「大型捕鯨業」とは、スクリューを備える船舶により、つづつを使用して鯨をとる漁業であつてミンクを除くひげ鯨又はまづこ鯨を目的とするものをいい、「以西トロール漁業」とは、トロール漁業(スクリューを備える船舶によりオッタートロール又はビームトロールを使用して営む漁業をいう。)であつて北緯二十五度以北、東経百三十度以西の海面(但し、北緯三十六度以北の日本海を除く。)において営むものをいい、「以西機船底びき網漁業」とは、ト

ロール漁業及び主務大臣の指定する漁業を除く外、総トン数五十トン以上のスクリューを備える船舶により底びき網を使用して営む漁業であつて北緯二十五度以北、東経百三十度以西の海面(但し、北緯三十六度以北の日本海を除く。)において営むものをいい、「遠洋かつお・まぐろ漁業」とは、総トン数百トン以上のスクリューを備える船舶により釣又はうきはえなわを使用してかつお、まぐろ、かじき又はさめをとる漁業をいう。但し、母船式漁業(製造、冷蔵その他の処理設備を有する母船又はその附属漁船により営む漁業をいう。)を除く。

(許可の定数)

第五十三條 主務大臣は、指定遠洋漁業の種類ごとに、許可を受けてこれに従事することができる船舶の定数を定めなければならない。

2 前項の定数は、中央漁業調整審議会の意見をきき、資源量、当該漁業を現に営み、又は営もうとする者の数その他自然的及び社会経済的條件を総合的に考察して定めなければならない。その変更についてもまた同じである。

3 主務大臣は、第一項の定数を定め、又はこれを変更したときは、これを告示する。

(起業の認可)

第五十四條 指定遠洋漁業の許可を受けようとする者であつて現に船舶を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶を使用す

る権利を取得する前に、船舶ごとに、あらかじめ起業につき主務大臣の認可を受けなければならない。

第五十五條 起業の認可を受けた者がその起業の認可に基いて指定遠洋漁業の許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、第五十六條各号の一に該当する場合を除き、許可をしなければならぬ。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から主務大臣の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

(許可又は起業の認可をしない場合)

第五十六條 左の各号の一に該当する場合、主務大臣は、指定遠洋漁業の許可又は起業の認可をしない。

一 申請者が第五十七條に規定する適格性を有する者でない場合

二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至る虞がある場合

三 漁業調整その他公益上必要があることを認める場合

(許可についての適格性)

第五十七條 指定遠洋漁業の許可又は起業の認可については適格性を有する者は、左の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業に関する法令の悪質な違反者であること。

二 労働に関する法令の悪質な違反者であること。

三 許可を受けようとする船舶が

主務大臣の定める条件をみたさないこと。

四 その申請に係る漁業を営むに足る資本を有しないこと。

五 第一号又は第二号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであつても、實質上当該漁業の経営を支配するに至る虞があること。

(新規許可)

第五十八條 主務大臣は、毎年、第五十三條第一項の定数と現に指定遠洋漁業の許可又は起業の認可を受けている数とを勘案し、当該指定遠洋漁業の現況を総合的に考察して新たに許可又は起業の認可(第五十五條第一項の規定による許可及び第五十九條の規定による許可又は起業の認可を除く。)をすべき数を定め、その数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公告しなければならない。

2 前項の申請期間は、六箇月を下ることができない。

3 第一項の期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、第五十六條各号の一に該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

4 前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない数が第一項の規定により定めた数をこえる場合においては、主務大臣は、許可又は起業の認可をしなければならない者を二以上の組に分け、各組ごとに許可又は起業の認可をすべき数を割り当ててくじびきを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。但し、主務大臣

は、二以上の組に分ける必要がないと認めるときは、これを分けずにくじびきを行うことができる。

5 前項の組を分け、及びこれに割り当てるべき許可又は起業の認可の数を定めるには、左に掲げる事項を勘案しなければならない。

一 その申請に係る漁業を営んだ経験があるかどうか。

二 前号の経験がある場合においては、現に他に当該漁業の許可又は起業の認可を受けているかどうか及び受けていない場合はその事由、受けている場合はその数。

三 第一号の経験がない場合においては、当該漁業に従事した経験があるかどうか。

四 第一号及び前号の経験がない場合においては、遠洋漁業、当該漁業と同種の水産動物を目的とする漁業その他当該漁業と類似の漁業を営み又はこれに従事した経験があるかどうか。

五 第一号及び第二号の経験がない場合においては、漁民であるかどうか。

六 漁民である場合においては、漁業を営み又はこれに従事することが本業であるか副業であるかどうか。

七 漁民でない場合においては、永続的に漁業を営もうとする者であるかどうか。

6 前五項の規定は、大型捕鯨業には、適用しない。

(継続許可)

第五十九條 左の各号の一に該当する場合は、その申請の内容が従前

の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第五十六條各條の一に該当する場合を除き、指定遠洋漁業の許可又は起業の認可をしななければならない。

一 指定遠洋漁業の許可を受けた者が許可の期間の満了により更に許可を申請した場合

二 指定遠洋漁業の許可を受けた者がその許可を受けた船舶による漁業を廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

三 指定遠洋漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六箇月以内に他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

四 指定遠洋漁業の許可を受けた者からその許可を受けた船舶を相続によつて取得し、譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他その船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、その船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

五 指定遠洋漁業の起業の認可を受けた者が死亡した場合において、その相続人が起業の認可を申請した場合。但し、相続人が二人以上ある場合にはその全員が共同して申請した場合又はその全員が協議して指定遠洋漁業を営むべき者を定めその者が申請した場合に限る

六 指定遠洋漁業の許可又は起業の認可を受けた法人が合併した

場合において、合併後存続する法人又は合併によつて成立した法人が許可又は起業の認可を申請した場合

(許可の有効期間)

第六十條 指定遠洋漁業の許可の期間は、五年とする。但し、前條第四号又は第六号の規定によつて許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

2 主務大臣は、漁業調整のため必要な限度において前項の期間より短い期間を定めることができる。

(許可の内容の変更)

第六十一條 指定遠洋漁業の許可又は起業の認可を受けた者が船舶総トン数若しくは機関の馬力を増加し、又は漁獲物陸揚港、操業区域その他命令で定める事項を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。

(許可又は起業の認可の失効)

第六十二條 指定遠洋漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その許可又は起業の認可は、その効力を失う。但し、その相続人又は合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人が第五十九條第四号から第六号までの規定によつて指定遠洋漁業の許可又は起業の認可を申請したときは、これに対する許可若しくは起業の認可又は申請の却下があるまでの間は、被相続人又は合併によつて解散した法人に対してした許可又は起業の認可は、その者に対してしたものとみなす。

2 左の各号の一に該当する場合

は、指定遠洋漁業の許可は、その効力を失う。

一 指定遠洋漁業の許可を受けた船舶について指定遠洋漁業を廃止したとき。

二 指定遠洋漁業の許可を受けた船舶が滅失し、沈没し、解撤し、又は国籍を失つたとき。

三 指定遠洋漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失つたとき。

(準用規定)

第六十三條 指定遠洋漁業の許可又は起業の認可については、第三十四條第一項(漁業権の制限又は條件)、第三十五條(休業の届出)、第三十七條第一項、第二項、第三十八條第一項及び第三十九條第一項、第二項(漁業権の取消)の規定を準用する。この場合において「都道府県知事」とあるのは「主務大臣」と、第三十四條第一項中「公益上必要があると認めるときは、免許をしない」とあるのは「公益上必要があると認めるときは、」と、第三十八條第一項中「第十四條」とあるのは「第五十七條」と読み替へるものとする。

(許可の定数の減少)

第六十四條 第五十三條第一項の定数を減少したため現に当該指定遠洋漁業の許可又は起業の認可を受けている数が定数をこえるに至つたときは、主務大臣は、そのこえる数の許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 前項の規定により許可又は起業の認可を取り消すには、左に掲げ

る事項を勘案しなければならない。

一 現にその者が受けている当該指定遠洋漁業の許可又は起業の認可の数及びこれと他の者が当該指定遠洋漁業について受けている許可又は起業の認可の数との比較

二 当該指定遠洋漁業にその者の経済が依存する程度

三 労働条件

四 経営状況

第四章 漁業調整

(漁業調整に関する命令)

第六十五條 主務大臣又は都道府県知事は、水産動植物の繁殖保護、漁業取締その他漁業調整のため、左に掲げる事項に關して必要な省令又は規則を定めることができる。

一 水産動植物の採捕に関する制限又は禁止

二 水産動植物若しくはその製品の販賣又は所持に関する制限又は禁止

三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止

四 漁業者の数又は資格に関する制限

五 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつに関する制限又は禁止

六 水産動植物の繁殖保護に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止

七 水産動植物の移植に関する制限又は禁止

2 前項の規定による省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。

3 前項の罰則に規定することができる罰は、省令にあつては二年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料、規則にあつては六箇月以下の懲役、一万円以下の罰金、拘留又は科料とする。

4 第一項の規定による省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品、漁船、漁具及び同項第七号の水産動植物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその價額の追徴に關する規定を設けることができる。

5 都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、当該都道府県内の海に設置された海区漁業調整委員会の委員をもつて組織する連合海区漁業調整委員会(第二百二十七條に規定する内水面)については内水面漁場管理委員会(同)の意見をきかなければならない。

(許可を受けない地びき網漁業等の禁止)

第六十六條 第六條第五項第二号から第四号までに掲げる漁業は、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、共同漁業権の内容となつている場合及び都道府県知事の定める場合は、この限りでない。

2 前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調

整委員会の意見をきかなければならぬ。

(海区漁業調整委員会の指示)

第六十七條 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

2 前項の規定による海区漁業調整委員会の指示が同項の規定による連合海区漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。

3 第一項の場合において、都道府県知事(瀬戸内海連合海区漁業調整委員会)のした指示については主務大臣。以下本條中同じ。は、その指示が妥当でない認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

4 第一項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。

5 都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しな

ければならぬ。

6 前項の期間は、十五日を下ることができない。

7 第五項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないときは、異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第四項の申請に係る者に対し、第一項の指示に従うべきことを命ずることができる。

(漁法の制限)

第六十八條 爆発物を使用して水産動植物を採捕してはならない。但し、海獣捕獲のためにする場合、この限りでない。

第六十九條 水産動植物をまひさせ又は死なせる有毒物を使用して水産動植物を採捕してはならない。第七十條 前二條の規定に違反して採捕した水産動植物は、所持し、又は販賣してはならない。

(さく河魚類の保護)

第七十一條 主務大臣は、さく河魚類の通路を害する虞があると認めるときは、水面の一定区域内における工作物の設置を制限し、又は禁止することができる。

2 工作物がさく河魚類の通路を害すると認めるときは、主務大臣は、その所有者又は占有者に対して、除害工事を命ずることができる。

3 前項の規定により除害工事を命じたときは、主務大臣は、工作物について権利を有する者に対して、相当の補償をしなければならぬ。前項の補償金額に不服がある者は、補償金額決定の通知を受けた

日から九十日以内に訴をもつてその増減を請求することができる。

5 前項の訴においては、国を被告とする。但し、第三項但書の場合においては、申請者又は工作物について権利を有する者を被告とする。

(漁場又は漁具の標識)

第七十二條 都道府県知事は、漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命ずることができる。

(公共の用に供しない水面)

第七十三條 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面又は第四條の水面に通ずるものには、命令をもつて第六十五條(漁業調整に関する命令)及び第六十八條から第七十一條まで(漁法の制限及びさく河魚類の保護)の規定並びにこれらに係る罰則を適用することができる。

(漁業監督公務員)

第七十四條 主務大臣又は都道府県知事は、所部の職員の中から漁業監督官又は漁業監督吏員を命じ、漁業に関する法令の履行に関する事務をつかさどらせる。

2 漁業監督官及び漁業監督吏員の資格について必要な事項は、命令で定める。

3 漁業監督官又は漁業監督吏員は、必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。

その職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを呈示しなければならない。

5 漁業監督官及び漁業監督吏員であつてその所属する官公署の長がその者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議をして指名したものは、漁業に関する罪に關し、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)の規定による司法警察員として職務を行う。

第五章 免許料及び許可料

(免許料及び許可料)

第七十五條 沿岸漁業の漁業者又はその許可を受けた者は、命令の定めるところにより、毎年、政府に免許料又は許可料を納めなければならない。

2 前項の免許料及び許可料の額は、その合計額が左に掲げる費用の合計額とおおむね等しくなるように、毎年、定めなければならない。但し、免許料又は許可料の額が漁業者の負担能力をこえたと認められる場合は、この限りでない。

一 漁業法施行法(昭和二十四年法律第 号)第九條の規定による補償金の交付に要する費用のうち沿岸漁業に関する分

二 漁業調整委員会、中央漁業調整審議会及び漁業補償委員会の費用

三 前二号に掲げる費用の外、この法律及び漁業法施行法の施行に伴う費用のうち沿岸漁業に関する分

者は、命令の定めるところにより、毎年、政府に許可料を納めなければならない。

一 母船式漁業

二 捕鯨業(母船式漁業を除く外、スクリーを備える船舶によりもりづつを使用し、鯨をとる漁業をいう。)

三 トロール漁業

四 以西機船底びき網漁業

五 かつお・まぐろ漁業(母船式漁業を除く外、総トン数二十トン以上のスクリーを備える船舶により釣又はうきはえなわを使用してかつお、まぐろ、かじき又はさめをとる漁業をいう。)

4 前項の許可料は、毎年、その総額が第一項の免許料及び許可料の合計額に主務大臣が中央漁業調整審議会の意見をきいて定める一定割合を乗じて得た額をこえないように定めなければならない。

(減免)

第七十六條 経済状況の著しい変動、不漁、天災その他やむを得ない事由により、漁業者の負担能力が減退したために免許料又は許可料を納めることが著しく困難であると認められる場合において、中央漁業調整審議会がその年の免許料又は許可料の徴収を緩和すべきことを申請したときは、政府は、その年の免許料又は許可料を減免し、その納付を猶予し、その他免許料又は許可料の納付に関する負担を軽減するために必要な措置を講ずることができる。

2 漁業者は、その営む漁業につき不漁、天災その他やむを得ない事

由によりその負担能力が減退したときは、海区漁業調整委員会に対して、その納付すべき免許料又は許可料の徴収の緩和を政府に申請すべきことを申し出ることができ

3 前項の申請があつた場合において、海区漁業調整委員会がその申請を相当と認めて政府にその徴収を緩和すべきことを申請したときは、政府は、当該漁業者の納めるべき免許料又は許可料を減免し、その納付を猶予し、その他免許料又は許可料の納付に関する負担を軽減するために必要な措置を講ずることができ

(徴収の市町村への委任)
第七十七條 政府は、免許料又は許可料の徴収を市町村にさせることができる

2 市町村が避けられない災害によつて前項の規定による徴収金を失つたときは、政府は、その責任を免除することができる

(督促及び滞納処分)
第七十八條 免許料又は許可料の納付期限を過ぎてこれを納めない者があるときは、政府は、これを督促し、督促手数料及び延滞金を徴収する

2 免許料又は許可料並びに前項の規定による督促手数料及び延滞金は、国税滞納処分の例によりこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対してその処分を請求することができる

3 政府が前項の規定によつて市町村に対し処分を請求したときは、

市町村は、市町村税の例によつてこれを処分する。この場合においては、政府は、徴収金額の百分の四を当該市町村に交付しなければならぬ

(先取特権の順位)
第七十九條 免許料、許可料並びに前條第一項の規定による督促手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税に次ぐものとする

第八十條 免許料、許可料並びに第七十九條第一項の規定による督促手数料及び延滞金に関する書類の送達については、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四條ノ七(書類の送達)及び第四條ノ八(公示送達)の規定を準用する

第八十一條 前六條に規定するものの外、免許料及び許可料に関して必要な事項は、命令で定める

第六章 漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会
第一節 総則

(漁業調整委員会)
第八十二條 漁業調整委員会は、海区漁業調整委員会及び連合海区漁業調整委員会とする

2 海区漁業調整委員会は主務大臣及び都道府県知事の監督に、連合海区漁業調整委員会は、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を除き、主務大臣及びその設置された海区を管轄する都道府県知事の監督に、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会は主務大臣の監督に属する

(所掌事項)
第八十三條 漁業調整委員会は、そ

の設置された海区の区域内における漁業に関する事項を処理する

第二節 海区漁業調整委員会
第八十四條 海区漁業調整委員会は、海面(主務大臣が指定する内水面を含む)につき主務大臣が定める海区に置く

2 主務大臣は、前項の規定により内水面を指定し、又は海区を定めるときは、これを公示する

(構成)
第八十五條 海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する

2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選することのできないときは、都道府県知事が第三項第二号の委員の中からこれを選任する

3 委員は、左に掲げる者をもつて充てる

一 第八十六條の規定により選挙権を有する者が同條の規定により被選挙権を有する者につき選挙した者七人

二 学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した者二人及び海区内の公益を代表すると認められる者の中から都道府県知事が選任した者一人

4 都道府県知事は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる

(選挙権及び被選挙権)
第八十六條 海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村(海に沿わない市町村であつて、当該海区において漁業を営み又はこれに従事する者が相当数その区域内に住所又は事業場を有している等特別の事由によつて主務大臣が指定したものを含む)の区域内に住所又は事業場を有する者であつて、一年に九十日以上、漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行つた水産動植物の採捕又は養殖に従事するものは、海区漁業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有する

2 都道府県知事は、当該海区の特殊な事情により、当該海区漁業調整委員会の意見をきいて、特定の漁業につき、前項の漁業者又は漁業従事者の範囲を拡張し、又は限定することができる

3 海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の役員であつてその委員又は役員に就任する際第一項又は前項の規定による海区漁業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有していたものは、在任中行われる選挙又は退任後最初に行われる選挙については、前二項の規定により選挙権及び被選挙権を有しない場合であつても、選挙権及び被選挙権を有するものとみなす

(欠格者)
第八十七條 左の各号の一に該当する者は、選挙権及び被選挙権を有しない

一 二十年未満の者

二 禁治産者及び準禁治産者
三 懲役又は禁錮の刑に処せられてその刑の執行を終り、又は執行を受けることなくなるまでの者

(選挙事務管理者)
第八十八條 海区漁業調整委員会の委員の選挙に関する事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十一條に規定する都道府県の選挙管理委員会(北海道の海区漁業調整委員会にあつては同法同條に規定する市町村の選挙管理委員会)が管理する

(選挙人名簿)
第八十九條 第八十六條第一項の市町村の選挙管理委員会は、命令で定めるところにより、申請に基づいて、毎年二月一日現在で選挙人の選挙資格を調査し、海区漁業調整委員会選挙人名簿を調査しなければならない

2 前項の場合において申請がないとき、又は申請に錯誤若しくは遺漏があるときは、選挙管理委員会は、職権で選挙人名簿に登載し、又は申請を補正することができる

3 選挙人の年齢は、選挙人名簿簿籍の期日で算定する

4 選挙人名簿には、選挙人の氏名及び生年月日(法人にあつては名称)並びに住所(当該地区内に住所がない場合には事業場)等を記載しなければならない

5 衆議院議員選挙法(大正十四年法律第四十七号)第十三條から第十七條まで(選挙人名簿)の規定は、第一項の選挙人名簿に準用す

る。この場合において、同法第十三條中「十一月五日」とあるのは「三月二十日」と、第十七條第一項中「十二月二十日」とあるのは「五月五日」と、同條第二項中「十二月十九日」とあるのは「五月四日」と読み替えるものとする。

(投票)

第九十條 選挙は、投票によつて行

う。

2 投票は、一人一票に限る。

3 投票は、選挙人が自ら投票所に行き、投票用紙に候補者一人の氏名(法人にあつては名称、以下同じ。)を自書して行わなければならない。但し、法人にあつては、その指定する者が行うものとし、この場合において必要な事項は、政令で定める。

4 選挙用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。
(投票の無効)

第九十一條 左に掲げる投票は、無効とする。

一 成規の用紙を用いないもの

二 候補者でない者の氏名を記載したものである

三 二人以上の候補者の氏名を記載したものである

四 被選挙権のない候補者の氏名を記載したものである

五 候補者の氏名以外の事を記載したもの。但し、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

六 候補者の氏名を自書しないもの

七 どの候補者を記載したのか確認できないもの

(当選人に不足を生じた場合)

第九十二條 左に掲げる事由の一が生じた場合において、第九十四條

において準用する地方自治法第五十五條第一項但書の得票者であつて当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。但し、その者が選挙の期日以後において被選挙権を有しなくなつたときは、これを当選人と定めることができない。

一 当選人がないとき、又は当選人がその選挙における委員の定数に達しないとき。

二 当選人が当選を辞したとき、又は死亡者であるとき。

三 当選人が第九十四條において準用する地方自治法第五十七條の規定により当選を失つたとき。

四 第九十四條において準用する地方自治法第六十六條第一項又は第四項の規定による異議の申立又は訴訟の結果、当選人がなくなり、又は当選人がその選挙における委員の定数に達しなくなつたとき。

五 選挙運動を総括主宰した者が選挙に関する犯罪により刑に処せられ当選人の当選が無効となつたとき。

六 当選人が選挙に関する犯罪により刑に処せられ当選が無効となつたとき。

2 前項各号に掲げる事由の一が生じた場合において、前項の規定により当選人を定めることができな

いとき、又は前項の規定により当

選人を定めてもなおその数が不足するときは(第八十五條第三項第一号の委員の任期満了前二箇月以内

に当選人に不足を生じ、その不足数が委員の欠員の数とあわせて二人以下である場合を除く。)、は、

都道府県の選挙管理委員会(北海道の海区漁業調整委員会にあつては市町村の選挙管理委員会。以下

同じ。)、は、選挙の期日を定めてこれを告示し、更に選挙を行わなければならない。但し、同一人

に関して前項各号に掲げるその他の事由により、又は第九十三條第二項の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

第九十三條 第八十五條第三項第一号の委員に欠員を生じた場合において、第九十四條において準用する地方自治法第五十五條第一項但書の得票者であつて当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

この場合においては、前條第一項但書の規定を準用する。

2 前項の委員に欠員を生じた場合において、前項の規定により当選人を定めることができないとき、又は前項の規定により当選人を定めてもなおその数が不足するときは

(委員の任期満了前二箇月以内に委員に欠員を生じ、その数が当選人の不足数とあわせて二人以下である場合を除く。)、は、都道府県の選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、選挙を行わなければならない。但し、同一人に関して前條第二項の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

3 前條第三項の規定は、前項の選挙に準用する。

(地方自治法の準用)

第九十四條 地方自治法第十九條第四項(被選挙人の年齢の算定方法)、第二十一條(被選挙権を有しない者)、第二十四條第一項、第二項、第四項(選挙期日)、第二十八條(投票区)、第二十九條(投票管理区)、第三十條第一項から第三項まで、第七項から第九項まで、第十項本文第十一項(選挙立

会人)、第三十一條第一項(投票用紙の様式)、第三十二條第三項(代理投票)、第三十三條(投票の拒否)、第三十四條(不在者投票)、第三十五條第一項(島等の投票箱送致の特例)、第三十六條第一項、第三項(再投票)、第三十七條(投票に関する衆議院議員選挙法の準用)、第三十八條本文(開票区)、第三十九條(開票管理者)、第四十條(開票立会人)、第四十二條から第五十二條まで(開票及び選挙会)、第五十三條第一項から第三項まで、第十項、第十一項(候補者)、第五十五條(当選人の決定)、第五十七條(当選の失効)、第五十八條第一項、第三項から第六項ま

で(候補者が定数をこえない場合)、第五十九條から第六十一條まで(当選人が定まつた場合の措置等)、第六十四條(全委員又は全当選人が欠けた場合の総選挙)、第六十六條第一項、第三項、第四項、第七項、第六十七條、第六十八條第二項、第三項、第六十九條、第七十條(争訟)、第七十二條第一項、第二項(選挙運動に関する衆議院議員選挙法の準用)及び第七十三條(罰則に関する衆議院議員選挙法の準用)の規定は、普通地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除く外、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、地方自治法第三十條第二項中「十人」とあるのは「六人」と、第三十二條第三項中「第四十一條」とあるのは「漁業法(昭和二十四年法律第 号)第九十一條」と、第四十條及び第四十七條中「第三十條」とあるのは「第三十條第一項から第三項まで、第七項から第九項まで、第十項本文及び第十一項」と、第六十條第三項中「第九十二條若しくは第四百四十一條」とあるのは「漁業法第九十五條」と、第六十四條中「第六十二條第一項」とあるのは「漁業法第九十二條第二項」と、「前條第一項」とあるのは「漁業法第九十三條第二項」と、「第五十六條第一項乃至第三項」とあるのは「漁業法第九十二條第一項」と、「前條第二項」とあるのは「漁業法第九十三條第一項」と、「第六十二條第二項」とあるのは「漁業法第九十二條第三項」と、第

九十三條 第八十五條第三項第一号の委員に欠員を生じた場合において、第九十四條において準用する地方自治法第五十五條第一項但書の得票者であつて当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

この場合においては、前條第一項但書の規定を準用する。

2 前項の委員に欠員を生じた場合において、前項の規定により当選人を定めることができないとき、又は前項の規定により当選人を定めてもなおその数が不足するときは

(候補者が定数をこえない場合)、第五十九條から第六十一條まで(当選人が定まつた場合の措置等)、第六十四條(全委員又は全当選人が欠けた場合の総選挙)、第六十六條第一項、第三項、第四項、第七項、第六十七條、第六十八條第二項、第三項、第六十九條、第七十條(争訟)、第七十二條第一項、第二項(選挙運動に関する衆議院議員選挙法の準用)及び第七十三條(罰則に関する衆議院議員選挙法の準用)の規定は、普通地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除く外、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、地方自治法第三十條第二項中「十人」とあるのは「六人」と、第三十二條第三項中「第四十一條」とあるのは「漁業法(昭和二十四年法律第 号)第九十一條」と、第四十條及び第四十七條中「第三十條」とあるのは「第三十條第一項から第三項まで、第七項から第九項まで、第十項本文及び第十一項」と、第六十條第三項中「第九十二條若しくは第四百四十一條」とあるのは「漁業法第九十五條」と、第六十四條中「第六十二條第一項」とあるのは「漁業法第九十二條第二項」と、「前條第一項」とあるのは「漁業法第九十三條第二項」と、「第五十六條第一項乃至第三項」とあるのは「漁業法第九十二條第一項」と、「前條第二項」とあるのは「漁業法第九十三條第一項」と、「第六十二條第二項」とあるのは「漁業法第九十二條第三項」と、第

七十二條第一項中「第十章及び第十一章並びに第四百條第二項」とあるのは「第十章及び第四百條第二項」と読み替えるものとす。

(兼職の禁止)

第九十五條 委員は、都道府県の議会の議員と兼ねることができない。

(委員の辞職の制限)

第九十六條 委員は、正当な事由がなければ、その職を辞することができない。

(被選挙権の喪失による委員の失職)

第九十七條 委員が被選挙権を有しない者であるときは、その職を失う。その被選挙権の有無は、委員が左の各号の一に該当するため被選挙権を有しない場合を除く外、委員会が決定する。この場合において、被選挙権を有しない旨の決定は、出席委員の三分の二以上の多数によらなければならない。

一 禁治産者又は准禁治産者となつたとき。

二 禁こ以上の刑に処せられたとき。

三 選挙に関する犯罪により罰金の刑に処せられたとき。

2 前項の場合においては、委員は、第二百二條の規定にかかわらず、その會議に出席して自己の資格に関して弁明することはできないが、決定に加わることにはできない。

3 第一項の規定による決定は、文書をもつてし、その理由をつけて本人に交付しなければならない。

4 第一項の規定による決定に不服がある者は、委員会を被告として裁判所に訴すことができる。

5 委員は、第九十四條において準用する地方自治法第六十六條第一項、第四項若しくは同法第六十八條第二項又は本條第一項若しくは第三項の規定による決定又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

(委員の任期)

第九十八條 委員の任期は、二年とする。

2 第八十五條第三項第一号の委員の任期は、総選挙の日から起算する。但し、委員の任期満了の前日に総選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 補欠委員は、前任者の残任期間に在任する。

4 委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(委員の解職の請求)

第九十九條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、都道府県の選挙管理委員会に対し、第八十五條第三項第一号の委員の解職を請求することができる。

2 前項の選挙権を有する者とは、選挙人名簿確定の日においてこれは登載された者とし、その総数の三分の一の数は、都道府県の選挙管理委員会において、選挙人名簿確定後直ちに告示しなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を公表し、これを選挙権を有する者の投票に付さなければならない。

4 委員は、前項の規定による解職の投票において過半数の同意があつたときは、その職を失う。

5 政令で特別の定をするものを除く外、委員の選挙に関する規定は、第三項の規定による解職の投票に準用する。

(委員の解任)

第一百條 都道府県知事は、特別の事由があるときは、第八十五條第三項第二号の委員を解任することができる。

(委員会の會議)

第一百一條 海区漁業調整委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければならない。會議を開くことができな

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 海区漁業調整委員会の會議は、公開する。

4 会長は、議事録を作成し、これを縦覧に供しなければならない。

第一百二條 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができな

2 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の承認があつたときは、會議に出席し、発言することができる。

(議決の再議)

第一百三條 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の議決が法令に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、理由を示してこれを再議に付することができる。但し、議決があつた日から一箇月を経過したときは、この限りでない。

と認めるときは、理由を示してこれを再議に付することができる。但し、議決があつた日から一箇月を経過したときは、この限りでない。

(解散命令)

第一百四條 主務大臣は、海区漁業調整委員会が議決を怠り、又はその議決が法令に違反し、若しくは著しく不当であると認めて中央漁業調整審議会が請求したときは、海区漁業調整委員会の解散を命ずることができる。

2 前項の規定による主務大臣の解散命令を違法であるとしてその取消を求める訴は、当事者がその処分があつたことを知つた日から一箇月以内に提起しなければならない。

第三節 連合海区漁業調整委員会

第一百五條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、特定の目的のために、二以上の海区の区域を合した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる。

2 主務大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対して、連合海区漁業調整委員会を設置すべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事が第一項の規定により連合海区漁業調整委員会を置くとする場合において、その海区の一部が他の都道府県知事の管轄に属するときは、当該都道府県知事と協議しなければならない。

4 海区漁業調整委員会は、必要があると認めるときは、特定の目的

のために、他の海区漁業調整委員会と協議して、その区域と当該海区漁業調整委員会の区域とを合した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる。

5 前項の協議がとれないときは、海区漁業調整委員会は、これを監督する都道府県知事に対して、これに代るべき定をすべきことを申請することができる。この場合において、各海区漁業調整委員会を監督する都道府県知事が異なるときは、その協議によつて定める。

6 第三項又は前項の協議がとれないときは、都道府県知事は、主務大臣に対して、これに代るべき定をすべきことを申請することができる。

7 前二項の規定により都道府県知事又は主務大臣が定をしたときは、その定めるところにより協議がとれないものとみなす。

(構成)

第一百六條 連合海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、その海区の区域内に設置された各海区漁業調整委員会の委員の中からその定めるところにより選出された各同数の委員をもつて充てる。但し、海区漁業調整委員会の数が第三項の規定による委員の定数をこえる場合にあつては、各海区漁業調整委員会の委員の中から一人を選出し、その者が互選した者をもつて充てる。

3 委員の定数は、前條第一項に規定する場合にあつては、同條第三項に規定する場合を除き、都道府

県知事が、同條第三項に規定する
場合に於ては各都道府県知事が
協議して、同條第四項に規定する
場合に於ては各海区漁業調整委
員会が協議して定める。

4 前條第一項の規定により連合海
区漁業調整委員会を設置した都道
府県知事又は同條第四項の規定に
より連合海区漁業調整委員会を設
置した海区漁業調整委員会を監督
する都道府県知事は、必要がある
と認めるときは、第二項の規定に
より選出される委員の外、学識経
験がある者の中から、その半数以
下の人数を限り、委員を選任する
ことができる。

5 前項の委員の選任については、
前條第三項に規定する場合及び同
條第五項後段に規定する場合にあ
つては、当該都道府県知事と協議
しなければならない。

6 第三項の海区漁業調整委員会の
協議がととのわなるときは、前條
第五項の規定を準用する。

7 第三項、第五項又は前項におい
て準用する前條第五項の都道府県
知事の協議がととのわなるときは、
前條第六項の規定を準用する。

8 前三項の場合には、前條第七項
の規定を準用する。

(委員の任期及び解任)

第七百七條 前條第二項の規定により
選出された委員の任期及び解任に
関して必要な事項は、各委員の属
する海区漁業調整委員会の定める
ところによる。
(委員の失職)

第八百八條 第六條第二項の規定に
より選出された委員は、海区漁業
調整委員会の委員でなくなつたと
きは、その職を失う。

(瀬戸内海連合海区漁業調整委員
会)
第九百九條 瀬戸内海に瀬戸内海連合
海区漁業調整委員会を置く。

2 前項の規定において「瀬戸内海」
とは、左に掲げる直線及び陸岸に
よつて囲まれた海面をいう。

一 和歌山県紀伊の御前燈台か
ら徳島県伊島及び前島を経て浦
生日御前に至る直線

二 愛媛県佐田岬から大分県関崎
燈台に至る直線

三 山口県火ノ山下船舶通航信号
所から福岡県門司崎燈台に至る
直線

3 瀬戸内海連合海区漁業調整委員
会の委員は、左に掲げる者をもつ
て充てる。

一 瀬戸内海の区域内に設置され
た海区漁業調整委員会の委員が
府県ごとに互選した者各一人

二 学識経験のある者の中から主
務大臣が選任した者四人

4 海区漁業調整委員会の委員は、
瀬戸内海連合海区漁業調整委員
会の委員となつたときは、その職を
失う。

5 委員の任期は、二年とする。

6 補欠委員は、前任者の残任期間
在任する。

7 第七百七條(連合海区漁業調整委
員会の委員の任期及び解任)の規
定は、瀬戸内海連合海区漁業調整
委員会には適用しない。
(瀬戸内海連合海区漁業調整委員

会の指示)

第十條 瀬戸内海においては、そ
の区域内においてする連合海区漁
業調整委員会の指示が瀬戸内海連
合海区漁業調整委員会の指示に抵
触するときは、当該指示は、抵触
する範囲においてその効力を有し
ない。
(準用規定)

第八十五條第二項、第
四項から第六項まで(海区漁業調
整委員会の会長、専門委員及び書
記又は補助員)、第九十六條(委員
の辞職の制限)、第九十八條第四項
(任期満了の場合)及び第九十九條
第四項まで(解任、会議、議決
の再議及び解散命令)の規定は、
連合海区漁業調整委員会に準用す
る。この場合において、第八十五
條第二項中「第三項第二号の委員」
とあるのは「委員(瀬戸内海連合海
区漁業調整委員会)であつては第百
九條第三項第二号の委員」と、同
項及び第五項中「都道府県知事」が
あるのは「第百六條第四項の委
員の選任方法に準じて(瀬戸内海
連合海区漁業調整委員会)であつて
は主務大臣」と、第百六條中「都道
府県知事」とあるのは「第百六條第
四項に規定する都道府県知事(瀬戸
内海連合海区漁業調整委員会)に
あつては主務大臣」と、同條中「委
員を」とあるのは「委員をその選任
方法に準じて(瀬戸内海連合海区
漁業調整委員会)であつては委員
を」と読み替へるものとする。

第四節 中央漁業調整審議
会
(設置及び権限)

第十二條 この法律の施行に關す

る重要事項を審議するために中央
漁業調整審議会を置く。

2 中央漁業調整審議会は、主務大
臣の監督に屬し、この法律その他
の法令によりその権限に屬させた
事項を処理する。
(構成)

第十三條 中央漁業調整審議会
は、会長及び委員をもつて組織す
る。

2 会長は、主務大臣をもつて充て
る。

3 委員は、左に掲げる者をもつて
充てる。

一 漁業者及び漁業従事者の代表
者十人

二 学識経験がある者五人

4 委員は、主務大臣の申出によ
り、内閣総理大臣が命ずる。
(準用規定)

第十四條 第八十五條第四項から
第六項まで(海区漁業調整委員
会の専門委員及び書記又は補助員)
第九十六條(委員の辞職の制限)、
第九十八條第一項、第三項、第四
項(任期)及び第九十九條から第百三
條まで(解任、会議及び議決の再議)
の規定は、中央漁業調整審議会に
準用する。この場合において、第
八十五條第四項及び第五項中「都
道府県知事」とあるのは「主務大
臣」と、第百六條中「都道府県知
事」とあるのは「内閣総理大臣
は、主務大臣の申出により」と読
み替へるものとする。

第五節 雑則
(選挙管理委員会の監督)

第十五條 都道府県の選挙管理委
員会は、この法律により市町村の

選挙管理委員会の権限に屬させた
事項につき市町村の選挙管理委員
会を指揮監督する。

2 農林大臣及び全国選挙管理委員
会は、この法律により都道府県の
選挙管理委員会の権限に屬させた
事項につき都道府県の選挙管理委
員会を指揮監督する。

3 地方自治法第五十一條第一項
(都道府県知事の取消権)の規定
は、前二項の場合に準用する。
(報告徴収等)

第十六條 漁業調整委員会又は中
央漁業調整審議会は、第八十三條
又は第九十二條に規定する事項を
処理するために必要があるときは
は、漁業者、漁業従事者その他関係
者に対しその出頭を求め、若しく
は必要な報告を徴し、又は委員若
しくは委員会若しくは審議会の事
務に従事する者をして漁場、事業
場又は事務所について所要の調査
をさせることができる。

2 漁業調整委員会又は中央漁業調
整審議会は、第八十三條又は第九
十二條に規定する事項を処理する
ために必要があるときは、その委
員又は委員会若しくは審議会の事
務に従事する者をして他人の土地
に立ち入つて、測量し、検査し、
又は測量若しくは検査の障害にな
る物を移転し、若しくは除去させ
ることができる。但し、これによ
つて生じた損失は、補償しなけれ
ばならない。
(漁業調整委員会等に対する行政
庁の監督)

第十七條 主務大臣は、漁業調整
委員会及び中央漁業調整審議会に

対し、都道府県知事は、漁業調整委員会に対し、監督上必要な命令又は処分をすることができる。

(漁業調整委員会の費用)

第百十八條 国は、漁業調整委員会(瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を除く。以下本條中同じ)に関する費用については、第七十五條第二項の規定による免許料及び許可料の額の決定の際基礎とした当該費用の全額を負担する。

2 都道府県は、漁業調整委員会に関する費用については、前項の規定による負担金の額をこえてはこれを支出する義務を負わない。

3 漁業調整委員会に関する費用は、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会に関するものを除く外、都道府県が支出する。但し、その海区が二以上の都道府県の管轄に属するものについては、当該都道府県が等しい割合において支出する。

(委任規定)

第百十九條 本章に規定するものの外、漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会に関して必要な事項は、政令で定める。

第七章 土地及び土壌物の定着物の使用

(土地の使用及び立入等)
第百二十條 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、左に掲げる目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地を使用し、又は立木竹若しくは土石の除去を制限することができる。

一 漁場の標識の建設
二 魚見若しくは漁業に関する信

号又はこれに必要な設備の建設
三 漁業に必要な目標の保存又は建設

第百二十一條 漁業者は、必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、特別の用途のない他人の土地に立ち入つて漁業を営むことができる。

第百二十二條 漁業に関する測量、実施調査又は前二項の目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は支障となる木材を伐採し、その他障害物を除去することができる。

第百二十三條 前三條の行爲をする者は、あらかじめその旨を土地の所有者又は占有者に通知し、且つ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

(土地及び土壌物の定着物の使用)

第百二十四條 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、土地又は土壌物の定着物が海草乾場、船揚場、漁舎その他漁業上の施設として利用することが必要且つ適當であつて他のものをもつて代へることが著しく困難であるときは、都道府県知事の許可を受けて、当該土地又は当該定着物の所有者その他これに関して権利を有する者に対し、これを使用する権利(以下「使用権」という。)の設定に関する協議を求めることができる。

2 前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、同項の土地又は土壌物の所有者その他これに関して権利を有する者、同

項の認可を受けようとする者及び海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨を土地又は土壌物の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた後は、土地又は土壌物の定着物その他これに関して権利を有する者は、第一項の協議が整うまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす虞がない場合を除き、都道府県知事の許可を受けなければ、当該土地の形質を変更し、又は当該定着物を損壊し、若しくは除去することができない。但し、その協議がとれない場合において、第百二十五條第一項但書の期間内に同項の裁決の申請がないときは、この限りでない。

5 前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

(使用権設定の裁定)

第百二十五條 前條第一項の場合において、協議がとれないとき又は協議をすることができないときは、同項の認可を受けた者は、使用権の設定に関する海区漁業調整委員会の裁定を申請することができる。但し、同項の認可を受けた日から二箇月を経過したときは、この限りでない。

2 前項の規定による裁定の申請があつたときは、海区漁業調整委員

地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者にその旨を通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3 第一項の規定による裁定の申請に係る土地又は土壌物の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者は、前項の公示の日から二週間以内に海区漁業調整委員会に意見書を差し出すことができる。

4 裁定の申請に係る土地又は土壌物の定着物の所有者は、前項の意見書において、海区漁業調整委員会に対し、当該土地若しくは当該定着物の使用が三箇年以上にわたり、又は当該土地若しくは当該定着物の形質の変更を来すような使用権の設定をすべき旨の裁定をしようとする場合には、これに代えて、当該土地又は当該定着物を買

い取るべき旨の裁定をすべきことを申請することができる。

5 裁定の申請に係る土地の上に定着物を有する者は、第三項の意見書において、海区漁業調整委員会に対し、使用権を設定すべき旨の裁定をしようとする場合には当該定着物の移転料に関する裁定をすべきことを申請することができる。

6 海区漁業調整委員会は、前項の期日を経過した後には審議を開始しなければならない。

7 裁定は、その申請の範囲をこえることができない。

8 海区漁業調整委員会は、土地若

しくは土地の定着物の使用が三箇年以上にわたり、又は土地若しくは土地の定着物の形質の変更を来すような使用権の設定をすべき旨の裁定をしようとする場合において第四項の申請があつたときは、これに代えて、当該土地又は当該定着物を買

い取るべき旨の裁定をしなければならない。

9 海区漁業調整委員会は、使用権を設定すべき旨の裁定をしようとする場合において第五項の申請があつたときは、当該定着物の移転料に関する裁定をしなければならない。

10 使用権を設定すべき旨の裁定又は買

い取るべき旨の裁定においては、左の事項を定めなければならない。

- 一 使用権を設定すべき土地若しくは土地の定着物並びに設定すべき使用権の内容及び存続期間又は買
- 二 対償並びにその支拂の方法及び時期
- 三 土地又は土地の定着物の引渡の時期
- 四 使用開始の時期
- 五 第五項の申請があつた場合において移転料並びにその支拂方法及び時期

11 海区漁業調整委員会は、裁定をしたときは、遅滞なくその旨を当該土地又は当該定着物の所有者その他これに関して権利を有する者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

12 前項の公示があつたときは、裁

定の定めるところにより当事者間に協議がとつたものとみなす。

13 民法第六百十二條（質借権の譲渡等の禁止）の規定は、前項の場合には適用しない。

（土地及び土地の定着物の貸付契約に関する裁定）
第二百二十六條 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第二百二十四條第一項に規定する土地又は土地の定着物を漁業に使用するため貸付を受けている場合において経済事情の変動その他事情の変更によりその契約の内容が適正でなくなつたと認めるときは、当事者は、海区漁業調整委員会に対して、当該貸付契約の内容の変更又は解除に関する裁定を申請することができる。

2 前項の申請があつた場合には、前條第二項、第三項、第六項及び第七項の規定を準用する。
3 第一項の裁定においては、左の事項を定めなければならない。
一 変更に関する裁定の申請の場合にあつては変更するかどうか、変更する場合はその内容及び変更の時期
二 解除に関する裁定の申請の場合にあつては解除するかどうか、解除する場合は解除の時期
4 前項の裁定があつた場合には、前條第十一項及び第十二項の規定を準用する。

第八章 内水面漁業
（内水面における漁業の免許）
第二百二十七條 内水面（第八十四條第一項の規定により主務大臣が指

定する内水面を除く。以下同じ。）においては、区画漁業以外の漁業の免許はしない。但し、湖泊においては、共同漁業の免許をすることができる。

（料金）
第二百二十八條 内水面においては、主務大臣又は都道府県知事は、水産動植物の繁殖保護を図るため、魚種、漁法、漁場又は時期を指定して、命令の定めるところにより、料金を政府に納めなければならない。料金を政府に納めなければ水産動植物の採捕又は養殖をすることができない旨の定をすることができる。

第二百二十九條 前條の料金の額は、その総額が左に掲げる費用の合計額とおおむね等しくなるように、毎年、定めなければならない。
一 漁業法施行法第九條の規定による補償金の交付に要する費用のうち内水面における漁業に関する分
二 政府の行う内水面における増殖事業に要する費用
三 内水面漁場管理委員会の費用
四 前三号に掲げる費用の外、この法律及び漁業法施行法の施行に伴う費用のうち内水面における漁業に関する分

（内水面漁場管理委員）
第二百三十條 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。
2 内水面漁場管理委員会は、主務大臣及び都道府県知事の監督に属

する。

3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

（構成）
第二百三十一條 内水面漁場管理委員会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、当該都道府県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、当該内水面において水産動植物の採捕をする者を代表すると認められる者及び学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した者をもつて充てる。

3 前項の規定により選任される委員の定数は、十人とする。但し、主務大臣は、必要があると認めるときは、特定の内水面漁場管理委員会について別段の定数を定めることができる。

（準用規定）
第二百三十二條 第八十五條第二項、第四項から第六項まで（海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員）、第九十六條（委員の辞職の制限）、第九十八條第一項、第三項、第四項（任期）、第九十九條から第一百零三條まで（解任、会議及び議決の再議）及び第一百十六條から第一百十九條まで（報告徴収等、監督、費用及び委任規定）の規定は、内水面漁場管理委員会

に準用する。この場合において、第二百十九條中「本章」とあるのは「第三百三十條から第三百三十二條まで」と読み替へるものとする。

に準用する。この場合において、第二百十九條中「本章」とあるのは「第三百三十條から第三百三十二條まで」と読み替へるものとする。

（漁業手数料）
第二百三十三條 この法律又はこの法律に基く命令の規定により漁業に關して申請をする者は、命令の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

（報告徴収等）
第二百三十四條 主務大臣又は都道府県知事は、漁業の免許又は許可をし、漁業調整をし、その他この法律又はこの法律に基く命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業に關して必要な報告を徴し、又は当該官吏員をして漁場、事業場又は事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣又は都道府県知事は、漁業の免許又は許可をし、漁業調整をし、その他この法律又はこの法律に基く命令に規定する事項を処理するために必要があるときは、当該官吏員をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移転し、若しくは除去させることができる。但し、これによつて生じた損失は、補償しなければならない。

3 前二項の規定により当該官吏員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、

要求があるときはこれを呈示しなければならない。

（訴願）
第二百三十五條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による免許、許可又は認可の申請に対する許否その他行政庁の処分不服がある者は、訴願を提起することができる。

（管轄の特例）
第二百三十六條 漁場が二以上の都道府県知事の管轄に属し、又は漁場の管轄が明確でないときは、主務大臣は、これを管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行うことができる。

第二百三十七條 この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、特別市にあつては特別市又は特別市の長に、市町村に關する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法第五十五條第二項の市にあつては区に、特別市にあつては行政区に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合に適用する。

第十章 罰則
第二百三十八條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
一 第九條の規定に違反した者
二 漁業権、第三十六條の規定による漁業の許可又は指定違反漁業の許可に付けた制限又は條件に違反して漁業を営んだ者
三 定置漁業権若しくは区画漁業権の行使の停止中その漁業を営み、共同漁業権の行使の停止中

第一類第十号 水産委員会議録第十五号 昭和二十四年十一月二十七日

その漁場において行使を停止した漁業を営み、又は指定遠洋漁業若しくは第三十六條の規定により許可を受けた漁業の停止中その漁業を営んだ者

四 第五十二條第一項の規定に違反した者

五 指定遠洋漁業の許可を受けた者であつて第六十一條の規定に違反した者

六 第六十八條、第六十九條又は第七十條の規定に違反した者

第七十條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

一 第六十六條第一項の規定に違反した者

二 第六十七條第七項の規定に基づく命令に違反した者

三 第七十一條第一項の規定による制限若しくは禁止又は同條第二項の規定に基づく命令に違反した者

第四百十條 第三百三十八條又は前條の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品、漁船及び漁具は、没收することができる。但し、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没收することができないときは、その価額を追徴することができる。

第四百一十一條 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第二十四條第二項の規定に違反して定置漁業権を抵当権の目的とした者

二 第二十六條第一項(第二十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して区画漁業権(第二十七條第二項において準用する場合は定置漁業権)を譲渡の目的とした者

三 第二十七條第一項の規定に違反して区画漁業権以外の漁業権を譲渡の目的とした者

四 第三十條の規定に違反して漁業権を貸付の目的とした者

五 第七十四條第三項の規定による漁業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

六 第二百二十四條第四項の規定に違反した者

七 第三百三十四條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の陳述をし、又は当該官吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

八 第三百三十四條第二項の規定による当該官吏員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四百四十二條 第三百三十八條、第三百三十九條又は前條第一号から第四号までの罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第四百四十三條 漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害した者は、二万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は告訴を待つて論ずる。

第四百四十四條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第三十五條(第三十六條第四項及び第六十三條において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第七十二條の規定に基づく命令に違反した者

三 漁場若しくは漁具の標識を移転し、汚損、又はこわした者

第四百四十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第三百三十八條、第三百三十九條、第四百一十一條、第四百四十三條第一項又は前條第一号若しくは第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金を科する。

附則

1 この法律施行の期日は、その公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 漁業法(明治四十三年法律第五十八号)は、廃止する。

3 この法律施行後二年間は、漁業の免許はしない。但し、漁業法施行法第一條第二項の規定により期日の指定があつたときは、当該地区及び当該種類については、この限りでない。

4 第二十一條第二項から第四項まで(区画漁業権の存続期間の延長)の規定は、当分の間は適用しない。

5 この法律によつて免許された定置漁業権又は区画漁業権は、当分の間は、移転又は抵当権の目的となることができない。但し、第二十八條第二項の譲渡の場合は、この限りでない。

6 前項の規定に違反して定置漁業権又は区画漁業権を譲渡又は抵当権の目的とした者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

7 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

8 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第五項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、第六項の罰金を科する。

9 第七十五條(免許料及び許可料)の規定は、許可料に関しては、この法律施行後二年以内において政令で定める期日までの間は適用しない。

10 この法律の施行後最初に行う海区漁業調整委員会の委員の選挙の期日は、政令で定める。

11 前項の規定による選挙に必要な選挙人名簿に関して第八十九條に規定する期日又は期間によることのできないときは、同條の規定にかかわらず、政令で定める期日又は期間によることができる。

12 この法律施行後最初に選挙され又は選任された海区漁業調整委員会、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、中央漁業調整審議会及び内水面漁場管理委員会の委員の任期は、第九十八條第一項(第百十準

四條及び第百三十二條において用する場合を含む。)又は第百九條第五項の規定にかかわらず、政令で定める期間とすることができる。

13 第百二十八條(内水面漁業の料金)の規定は、この法律施行後二年以内において政令で定める期日までの間は適用しない。

14 この法律施行後漁業調整委員会が設置されるまでの間は、都道府県知事は、第八十六條第二項(選挙権及び被選挙権の範囲の拡張又は限定)又は第百二十四條第二項若しくは第五項(土地及び土地の定着物の使用に関する認可又は許可)の規定にかかわらず、海区漁業調整委員会の意見をきくことを要しない。

15 この法律施行後海区漁業調整委員会が設置されるまでの間は、第百二十五條(使用権設定の裁定)及び第百二十六條(土地及び土地の定着物の貸付契約に関する裁定)の規定による海区漁業調整委員会の権限は、都道府県知事が行う。

漁業法施行法案
漁業法施行法
(現行漁業権の存続)
第一條 漁業法(昭和二十四年法律第...号。以下「新法」という。)施行の際現に存する漁業権(以下単に「漁業権」という。)及びこれについて現に存し又は新たに設定される入漁権については、同法施行後二年間は、同法の規定にかかわらず、漁業法(明治四十三年法律第五十八号。以下「旧法」という。)の規

定は、なおその効力を有する。但し、新法第六十七條の規定及び同條に係る罰則の適用を妨げない。

2 漁業権の種類を定めて期日を指定したときは、その期日以後は、当該漁業権については、前項の規定は、適用しない。

3 漁業権は、新法施行後その存続期間が満了するものであつても、その存続期間は、満了しないものとする。

(漁業権の変更の不許可)
第二條 漁業権の変更は、許可しない。

(漁業権の譲渡等の制限)
第三條 漁業権は、都道府県知事の認可(地先水面専用の漁業権については、主務大臣の認可)を受けた場合を除き、譲渡又は抵当権(現に存する抵当権を除く。)の目的となることできない。

2 前項の認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

(漁業権の貸付契約の解除等の制限)
第四條 漁業権の貸付契約であつて新法施行の際現に存するものについては、借受人が貸付料を滞納する等信義に反する行為がある場合、一時的に貸し付けた場合、貸付契約の内容が事情の変更によつて妥当でなくなつた場合その他正当の事由がある場合を除き、その解除若しくは解約(合意解約を含む。)をし、又は更新を拒むことができる。

第一類第十号 水産委員会議録第十五号

2 前項の貸付契約の解除若しくは解約(合意解約を含む。)をし、又は更新を拒もうとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 前項の認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

4 前三項の規定は、新法施行の際現に存する入漁権を消滅させ、又はその更新を拒む場合に準用する。

(漁業協同組合による漁業権の取得等)
第五條 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、河川における漁業権を取得し、若しくはその貸付を受け、又はこれについて現に存する入漁権を取得し、若しくは新たに入漁権を設定することができる。

(旧法に基づく許可その他の処分)
第六條 漁業の免許を除き、旧法の規定に基いてした許可その他の行政の処分であつて新法施行の際現に効力を有するものは、当該行政が新法の規定に基いてすることができないもの限り、これに基いてしたものとみなす。

2 前項の規定により新法に基いてしたものとみなされた処分の有効期間については、別に命令で特別の定をすることができる。

第七條 主務大臣は、その定める期間内に、新法施行の際現に旧法第

三十四條第二項(主務大臣の取締規則)の規定に基づく命令又は第三十五條第一項(汽船トロール漁業等の許可)の規定に基いて新法第五十二條第一項に規定する指定遠洋漁業について許可又は起業の認可を受けている者につき、中央漁業調整審議会の意見をきいて、その者が新法第五十六條(許可又は起業の認可をしない場合)各号の一に該当するかどうかを審査し、該当する場合にはその者の受けている許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

(旧法に基づく訴願)
第八條 新法施行前にした訴願については、なお従前の例による。

第九條 政府は、漁業権又はこれを目的とする入漁権、賃借権若しくは使用貸借による借主の権利(以下「漁業権等」と総称する。)を第一條の規定による漁業権の消滅の時に有している者に対して、この法律の定めるところにより補償金を交付する。

(漁業権等補償計画及び補償金額の算定)
第十條 補償金の交付は、漁業権補償委員会が補償すべき漁業権ごとに定める漁業権等補償計画に従つてしなければならない。

2 漁業権等補償計画においては、補償金額を定めなければならない。

一 昭和二十二年七月一日から昭和二十三年六月三十日まで(以下「基準年度」という)の全漁期間貸し付けられていた漁業権については、基準年度の賃貸料(使用貸の場合にあつては漁業権補償委員会が近傍類似の漁業権の賃貸料を参しやくして定める額)の、専用漁業権以外のものにあつては十一倍、専用漁業権にあつては十六倍に相当する額

二 基準年度の全漁期間貸し付けられていなかった漁業権であつて専用漁業権以外のものについては、漁業権補償委員会が基準年度につき近傍類似の漁業権の賃貸料を参しやくして定める額

三 専用漁業権であつて基準年度の全漁期間貸し付けられていなかったもの又は入漁権については、基準年度の当該権利による漁獲金額

四 基準年度において貸し付けられていた漁期と貸し付けられていなかった漁期とがある漁業権については、その各々の期間についての第一号に規定する額と第二号又は前号に掲げる額と三分の十一に相当する額とを平均した額の十一分の十三に相当する。

五 賃借権又は使用貸借による借主の権利については、その目的たる漁業権の補償金額の二割に相当する額

六 特別の事由により前各号に掲げる額によることのできない場合又は著しく不適當であると認められる場合にあつては、主務大臣が定める基準によつて算出した額

4 前項の賃貸料及び漁獲金額は、漁業権調査規則(昭和二十三年農林省令第五十二号)に基いて報告した額による。但し、賃貸料については、漁業会がその会員に賃貸していたため賃貸料が著しく低い場合、事情の変更によつてその賃貸料によることが著しく不適當である場合その他特別の事由がある場合においては、その賃貸料によらず、漁業権補償委員会が近傍類似の漁業権の賃貸料を参しやくして定める額を賃貸料とし、漁獲金額については、基準年度の不漁、天災等により漁獲金額が著しく少い場合その他特別の事由がある場合においては、その漁獲金額によらず、漁業権補償委員会が近傍類似の漁業権の漁獲金額を参しやくして定める額を漁獲金額とする。

5 漁業権補償委員会は、漁業権等補償計画を定めたときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ、公告の日から二十日間、補償すべき漁業権の漁場に最も近い沿岸の属する市町村の事務所において左の事項を記載した書類を縦覧に供するとともに、公告の日から十日以内に、前條に規定する者であつて知れていないものに対して当該漁業権等補償計画について通知を発しななければならない。

一 補償すべき漁業権等を有する者の氏名又は名称及び住所
二 補償すべき漁業権等
三 補償金額

(異議の申立及び訴願)

第十一條 第九條に規定する者又はその承継人は、前條の規定による当該漁業権等補償計画について異議があるときは、漁業権補償委員会に対して異議を申し立てることができる。但し、同條第四項の縦覽期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

2 漁業権補償委員会は、前項の申立を受けたときは、同項の異議申立期間満了後一箇月以内に決定しなければならない。

3 前項の決定に対して不服がある申立人は、都道府県知事に訴願することができる。但し、同項の期間満了後二十日を経過したときは、この限りでない。

4 都道府県知事は、前項の訴願を受理したときは、同項但書の期間満了後二箇月以内に裁決してなければならない。

(知事による補償計画の承認等)
第十二條 前條第一項の期間内に同項の規定による異議の申立がないときは、同項の規定による異議の申立があつた場合においてこれについて同條第二項の規定による決定があり、且つ、同條第三項但書の期間内に訴願の提起がなかつたとき、又は同項の規定による訴願の提起があつた場合においてこれについて同條第四項の規定による決定があつたときは、漁業権補償委員会は、遅滞なく当該漁業権等補償計画について都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事が前項の承認をしようとする場合において、主務大臣は、当該漁業権等補償計画が他都道府県の漁業権等補償計画と均衡を失し、その他不当であると認めるときは、都道府県知事に対して承認をしなければならないことを命ずることができる。

都道府県知事が第一項の承認を拒んだときは、漁業権補償委員会は、漁業権等補償計画を作成し直さなければならない。

4 漁業権補償委員会は、前項の規定により漁業権等補償計画を作成し直さなさいときは、都道府県知事は、漁業権補償委員会に代つてこれを作成し直すことができる。

5 前項の場合においては、第十條第四項(漁業権等補償計画の公告等)及び前條の規定を準用する。

6 第一項の規定による承認を受けたときは、漁業権補償委員会は、遅滞なくその旨を公告し、且つ、第九條に規定する者であつて知れているものに対して通知しなければならない。

7 前項の規定は、都道府県知事が第四項の規定により漁業権等補償計画を作成した場合においてこれについて前條第一項の期間内に同項の規定による異議の申立がないとき、同項の規定による異議の申立があつた場合においてこれについて同條第二項の規定による決定があり、且つ、同條第三項但書の期間内に訴願の提起がなかつたとき、又は同項の規定による訴願の提起があつた場合においてこれについて同條第四項の規定による裁

決があつたときに準用する。
(承継人に対する効力)
第十三條 前三條の規定によりした手続その他の行為は、第九條に規定する者の承継人に対してもその効力を有する。
(補償金の供託)
第十四條 第九條の規定により補償金を交付すべき漁業権等(その属する漁業財団を含む)について先取特権又は抵当権があるときは、当該権利を有する者から供託をしなければならず、政府は、その補償金を供託しなければならない。

2 前項の漁業権等(その属する漁業財団を含む)について先取特権又は抵当権を有する者は、前項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。
(補償金増額請求の訴)
第十五條 第九條の規定による漁業権等の補償金の額に不服がある者は、訴をもつてその増額を請求することができる。但し、第十二條第六項(同條第七項において準用する場合を含む)の通知を受けた後一箇月を経過したときは、この限りでない。

2 前項の訴においては、国を被告とする。
(漁業権証券)
第十六條 第九條の規定による補償金は、三十年以内に償還すべき証券で交付することができる。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な額を限度として証券を発行することができる。

3 前二項の規定により交付証券の交付価額は、時価を参しやくして大蔵大臣が定める。

4 第二項の証券に關して必要な事項は、命令で定める。
(漁業権補償委員会)
第十七條 都道府県に漁業権補償委員会を置く。

2 漁業権補償委員会は、主務大臣及び都道府県知事の監督に属し、その設置された都道府県の区域内に存する漁業権等の補償に關する事項を処理する。

3 漁業権補償委員会は、委員をもつて組織する。

4 委員は、都道府県知事が漁業者及び漁業従事者の中から選任した者七人及び学識経験がある者の中から選任した者三人をもつて充てる。

5 主務大臣は、必要があると認めるときは、特定の漁業権補償委員会について前項の委員の定数と異なる定数を定めることができる。

6 委員の任期は、第九條の規定による漁業権の補償金の交付の事務が終了するまでとする。
7 新法第八十五條第二項、第四項から第六項まで(海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員)、第九十五條(兼職の禁止)、第九十六條(委員の辞職の制限)、第九十八條第三項(補欠委員の任期)、第九百條から第九百三條まで(解任、会議及び議決の再議)及び第九百十六條から第九百十九條まで(報告徴収等、監督、費用及び委任規定)の規定は、漁業権補償委員会に準用する。この場合において、第九十九條中「本章」とあるのは「漁業法施行法第十七條」と読み替へるものとする。
(水産庁設置法の一部改正)
第十八條 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。
第七條の六を次のように改める。
(その他の附屬機關)
第七條の六 左の上欄に掲げる機關は、水産庁の附屬機關として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類 目 的

水産物規格審議會	水産物の規格の審査その他指定農林物資検査法(昭和二十三年法律第二十号)に規定する権限を行うこと。
漁船保険審査会	漁船保険法(昭和十二年法律第二十三号)により政府の行う再保険に關する事項を審査すること。
中央漁業調整審議會	漁業法(昭和二十四年法律第 号)の施行に關する重要事項を審議すること。
瀬戸内海連合海区漁業調整委員会	瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

2 水産物規格審議会については指定農林物資検査法、漁船保険審査会については漁船保険法、中央漁業調整審議会及び瀬戸内海連合海区漁業調整委員会については漁業法の定めるところによる。

第七條の六の次に次の一條を加える。

(瀬戸内海漁業調整事務局)
第七條の七 瀬戸内海における水産動物物の繁殖保護、漁業の許可、漁業取締その他漁業調整、漁業調整委員会の監督等漁業法の施行に關する事務の一部を分掌させるため、瀬戸内海漁業調整事務局を置く。

2 瀬戸内海漁業調整事務局は、神戸市に置く。

3 前二項に規定するものの外、瀬戸内海漁業調整事務局について必要な事項は、政令で定める。

第八條第一項中「漁業法(明治四十三年法律第五十八号)の施行」を「漁業の許可(瀬戸内海漁業調整事務局の所掌に屬するものを除く。)」に改める。

(漁業財団抵当法の一部改正)

第十九條 漁業財団抵当法(大正十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「漁業権若ハ其ノ登録シタル賃借權」を「定置漁業権又ハ区画漁業権(ヒビ建築殖業、カキ養殖業、漁業法(昭和二十四年法律第 号)第六條第五項第五号ノ規定ニヨリ主務大臣ノ指定スル湖沼以外ノ内水面ニ於ル魚類養殖業又ハ第三種区画漁業タル貝類養殖業ヲ内容トスル区画漁業権ニシ

テ漁業協同組合又ハ漁業協同組合連合会ノ有スルモノヲ除ク以下同ジ)」に改める。

第二條、第三條及び第六條中「漁業権又ハ其ノ登録シタル賃借權」を「定置漁業権又ハ区画漁業権」に改める。

第四條第一項及び第四項中「漁業権」を「定置漁業権又ハ区画漁業権」に、同條第一項、第五項及び第六項中「漁業免許」を「漁業権」に、同條第六項中「水産物ノ繁殖保護」を「漁業調整」に、若ハ国防其ノ他ノ軍事上必要アル場合、公益上善アル場合又ハ錯誤ニ依リ漁業ノ免許ガ與ヘラレタル場合」を「其ノ他公益上必要アリト認ムル場合」に改める。

第五條を次のように改める。
第五條 ヒビ建築殖業、カキ養殖業、漁業法第六條第五項第五号ノ規定ニヨリ主務大臣ノ指定スル湖沼以外ノ内水面ニ於ル魚類養殖業又ハ第三種区画漁業タル貝類養殖業ヲ内容トスル区画漁業権ニ付漁業財団ヲ設定シタル場合ニ於テ之ヲ漁業協同組合又ハ漁業協同組合連合会ニ譲渡セントストキハ漁業権者ハ抵当権者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス非ザレバ前項ノ同意ヲ拒ムコトヲ得ズ

第一項ノ譲渡アリタルトキハ抵当権ハ消滅ス

新法施行後同法附則第五項の規定により定置漁業権又は区画漁業権が抵当権の目的となることのできない期間中は、定置漁業権又は

区画漁業権を有する者は、これについて抵当権の目的とするため漁業財団を設けることができない。

3 第一項の規定施行の際現に漁業権又はその登録した賃借権について抵当権の目的とするため設けられている漁業財団については、なお従前の例による。

(水産業協同組合法の一部改正)
第二十条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。
第十七條第一項を次のように改める。

第十九條第一項の規定により組合員に出資させ、且つその営む漁業又はこれに附帯する事業に常時従事する者の三分の二以上が組合員又は組合員と世帯を同じくする者である組合は、第十一條に規定する事業の外、漁業及びこれに附帯する事業を営むことができる。

第十七條第一項の次に次の一項を加え、第二項を第三項とし、同項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に改める。

2 前項の規定により漁業協同組合が漁業を営むには、組合員の三分の二以上の書面による同意を必要とする。

第十八條第一項に次の但書を加える。

但し、河川において水産動物物の採捕又は養殖をする者を主たる構成員とする組合にあつては、組合の地区内に住所を有し、且つ水産動物物の採捕又は養殖をする者(遊漁者を除く。)であつて、採捕又は養殖に従事する日数が一年を

通じて三十日から九十日までの間で定款で定める日数をこえるものも組合員たる資格を有する。

第十八條第二項に次の但書を加える。

但し、前項但書に規定する組合については、この限りでない。
第四十二條第二項中「第十七條の規定による漁業及びこれに附帯する事業を営まない組合の組合員名簿には第五号の事項を」及び第五号を削る。

第八十條、第八十一條及び第八十二條第三項中「従事する者」を「常時従事する者」に改める。

第八十四條第二項第一号中「第一号及び第三号から第五号まで」を「第一号、第三号及び第四号」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に常時従事する者でないときはその旨
(水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律の一部改正)

第二十一條 水産業協同組合法の規定に伴う水産業団体の整理等に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條第六項中「財産」を「財産(漁業権、これを使用する権利若しくは入漁権又はこれらの権利に基いて当該水産業団体の取得した財産を除く。以下本條中同じ。)」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(漁業権管理委員会)
第十三條の二 漁業法施行法(昭和二十四年法律第 号)施行の際現に存する漁業会が漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権を有しているものは、同法施行後二箇月以内に總會を招集しなければならぬ。

2 前項の總會には、第十二條第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、「會員」とあるのは「水産業協同組合法第十條第一項に規定する漁民(同法第十八條第一項但書に規定する者を含む。)たる會員」と読み替へるものとする。

3 第一項の總會においては、漁業権管理委員会の委員を選挙しなければならぬ。

4 前項の委員の選挙は、水産業協同組合法第十條第一項に規定する漁民(同法第十八條第一項但書に規定する者を含む。)たる會員の無記名投票によつて行

5 第三項の委員の定数は、五人から九人までとし、その全部が水産業協同組合法第十八條第一項に規定する漁民でなければならぬ。

6 漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に係る理事の権限は、漁業権管理委員会が行

7 第一項の漁業会の清算人は、漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に基いて当該漁業会が取得した財産の処分については、漁業権管理委員会の意

見をきき、これに従わなければならぬ。但し、漁業権管理委員会の意見が総会の議決に反する場合は、この限りでない。

(農林中央金庫法の一部改正)

第二十二條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「漁業協同組合、」を「漁業協同組合、漁業生産組合、」に改める。

(旧法の罰則の適用)

第二十三條 新法施行前(この法律第一條に規定する漁業権及びこれについて現に存し又は新たに設定される入漁権については、同條の規定により効力を有する旧法の失効前)にした行為の処罰については、新法附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則)

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項の規定に違反して漁業権を譲渡又は抵当権の目的とした者

二 第四條第二項(同條第四項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

第二十五條 前條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第二十四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に

對し、各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、新法施行の日から施行する。

2 この法律施行後海区漁業調整委員会が設置されるまでの間は、都道府県知事は、第三條第二項又は第四條第三項(同條第四項において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、海区漁業調整委員会の意見をきくことを要しない。

○石原委員長 去る二十五日、右両案

に対して小委員長より小委員会の修正案について報告を受けたのでありますが、いろいろ客観的情勢にかんがみまして、小委員会の案をもつて折衝することをとりやめ、この際は原案に對し一部の修正を加えて結論を得たいと存じます。御異議ありませんか。

○砂間委員

ただいまの委員長、小委員会の修正案をもつて関係方面と折衝されることは一応おとりやめになるという結論に對しましては、私は賛成であります。しかしその前に、去る二十五日鈴木小委員長より、いわゆる小委員会の修正案なるものにつきまして御報告があつたのであります。その際鈴木小委員長の報告の中にも、砂間委員を除く他の委員の賛成をもつて修正案が得られたという言葉がありました。が、その私の意見につきましては何ら報告されませんでしたので、ごく簡単に私の修正案に對する意見を申し述べ

る機会をこの際與えていただきたいと思つてあります。きわめて簡単にやりますが、去る第五国会以来、鈴木委員を小委員長とい

漁業法案及びその施行法案につきましても、多大の努力を傾倒されて慎重に審議され、そして一つの修正案をつくられたという、その努力に對しましては、私は尊敬の念を持つものであります。しかし案そのものに對しましては反対の意見を持つものであります。その反対の要点を簡単に申し上げたいと思つてます。

今度の漁業権制度改革は、日本の最も遅れた、封建的諸関係の残存しているところの漁業を民主化して、そしてあわせて漁業生産力の発展をはかるということが眼目であります。そのためには、古くは徳川時代の殿様のお墨付といったような、そういう漁業権が残つておりますが、そういういろいろ古い錯綜した諸関係を一応御破算いたしまして、新たに免許によつて漁業権を設定して行くというような、根本的な、全面的な改革がなされなければならぬと思つてあります。しかるに小委員会の修正案なるものを見ますと、この漁業権制度の根本的改革ということをまつたく骨抜きにいたしまして、そして整理の對象を單に不在地主的な漁業権であるとか、あるいは休業中の漁業権であるとか、不当な慣行による漁業権、不当な集中による漁業権というものに限定いたしました。そして、そのうち現在実際に経営して

いるところの、漁民の民主的な管理のもとに運営して行くという根本的な考えを持つて行きます。政府原案でも、一応協同組合に優先的に漁業権を渡して行く建前になつておりますが、修正案によりまして、この点が非常にややかされてしまつてい

る。現在漁業を自営しているものの漁業権は、おおむねこれを認めて行く。また漁業協同組合に漁業権が渡りましても、これの貸付を認めることによつて、事実上有力な個人が経営して行くということになるのであります。またこの修正案によりまして、すべての漁業権は協同組合に渡してやるといふ原則はどこにもないのであります。また漁業権の再配分を實際にやつて行くのには、一番重要な機関であるところの漁業調整委員会にいたしました。私どもはこれを市町村に設定し、海区に設定し、そしてその調整委員を階層別に選出して行くという主張をしたのであります。修正案によりまして、市町村や海区の調整委員会は一応とりやめて、行政区画であるところの県単位に調整委員会を置いて行く。その下に必要に応じて、海区や地区に諮問機能的な機関を置くことができるような仕組みになつているのであります。この漁業権制度改革の實際の業務をやつて行くところの、非常に重要な機関である調整委員会は、県単位ということになつております。現状のもとにおきましては、県単位の調整委員会を、しかる一般漁民の選挙ということによつてやるならば、大抵有力な人たちが、いわゆるボスと見られるような人たちによつてこの機関が独占されることは明らかであります。そしてまた官僚と結

びつきまして、いろいろ情実関係や、不正な漁業権の配分が行われるだらうという危惧を多分に抱かせるのであります。また漁業権を付與して行くところのその適格性や、優先順位というものにつきまして、一応政府原案ではこれを法律の條文に明定してあるものであります。これを單なる調整委員会の勘案事項に落してしまつてい

ます。今のような調整委員会の構成からいいますならば、この適格性や優先順位を法律に明定することなくして、單なる勘案事項に移してしまえば、ますますその有力な人たちに漁業権が渡つて行くというふうな、そういう危険性が多分にあると思つて申上げます。その他こまかな点について申し上げると、たとえば存続期間を延長して更新の制度を認めるということであるとか、あるいは共同漁業権の内容なんかを見ましても、非常に空虚なものにされていまして、また修正案全体を非政令に譲つて、そして官僚の支配を非常に強化するところも見えてお

第二十四條第一項中「みなす。」の下に「定置漁業権又は区画漁業権が先取特権の目的である場合もまた同じである。」を加え、同條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 都道府県知事は、定置漁業権を目的とする抵当権の設定が、当該漁業の経営に必要な資金の融通のためやむを得ないと認められる場合でなければ、前項の認可をしてはならない。

第二十五條の見出し中「抵当権」を「先取特権又は抵当権」に改め、同條第一項中「区画漁業権」について「先取特権又は抵当権の目的である」に、「抵当権者」を「先取特権者又は抵当権者」登録した者に限る。以下同じ。次に、第二項中「抵当権者」を「先取特権者又は抵当権者」に、第三項中「抵当権」を「先取特権又は抵当権」に改める。

第二十六條第一項中「及び抵当権」を「並びに先取特権及び抵当権」に改める。

第二十七條第一項中「抵当権」を「先取特権又は抵当権」に改める。

第二十九條中「権利義務」の下に「(当該漁業権者が当該漁業に関し行政庁の許可、許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)」を加える。

第三十三條中「又は入漁権」を削る。

第三十四條に次の一項を加える。
4 海区漁業調整委員会は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、当該漁業権者に制限又は

条件を付ける理由を文書をもつて通知し、当該漁業権者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

第三十六條第四項中「第四号」の下に「第五項」を加える。

第三十七條に次の一項を加える。

4 前項の場合には、第三十四條第四項(聴聞)の規定を準用する。

第三十八條に次の二項を加える。

4 前項の規定の適用については、漁業権者たる漁業協同組合が他の者の出資を受けて当該漁業権の内容を占める漁業を営む場合において、当該出資額が出資総額の過半を占めていることをもつてその他の者が実質上当該漁業の経営を支配していることと解釈してはならない。

5 第二項及び第三項の場合には、第三十四條第四項(聴聞)の規定を準用する。

第三十九條に次の十項を加える。

4 前項の場合には、第三十四條第四項(聴聞)の規定を準用する。

5 政府は、第一項の規定による漁業権の変更若しくは取消又はその行使の停止によつて生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない。

6 前項の規定により補償すべき損失は、同項の処分によつて通常生ずべき損失とする。

7 第五項の補償金額は、都道府県知事が海区漁業調整委員会の意見をきき、且つ、主務大臣の認可を受けて決定する。

8 前項の補償金額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴をもつてその増額を請求することができる。

9 前項の訴においては、国を被告とする。

10 第一項の規定により取り消された漁業権の上に先取特権又は抵当権があるときは、当該先取特権者又は抵当権者から供託をしないで、政府は、その補償金を供託しなければならない。

11 前項の先取特権者又は抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

12 第一項の規定による漁業権の変更若しくは取消又はその行使の停止によつて利益を受ける者があるときは、都道府県知事は、その者に対し、第一項の補償金額の全部又は一部を負担させることができる。

は、その決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴をもつてその増額を請求することができる。

9 前項の訴においては、国を被告とする。

10 第一項の規定により取り消された漁業権の上に先取特権又は抵当権があるときは、当該先取特権者又は抵当権者から供託をしないで、政府は、その補償金を供託しなければならない。

11 前項の先取特権者又は抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

12 第一項の規定による漁業権の変更若しくは取消又はその行使の停止によつて利益を受ける者があるときは、都道府県知事は、その者に対し、第一項の補償金額の全部又は一部を負担させることができる。

13 前項の場合には、第八項、第九項、第三十四條第二項、第四項(漁業権の制限又は条件)及び第七十七條から第八十一條まで(免許料又は許可料の徴収)の規定を準用する。この場合において、第八項中「増額」とあるのは「減額」と読み替へるものとする。

第四十一條第一項中「登録した」を「先取特権者又は」に、第二項中「取消」の下に「又は錯誤によつてした免許の取消」を加える。

第四十二條但書を削る。

第五十條第一項中「抵当権及び」を「先取特権及び抵当権並びに」に改める。

第五十六條に次の一項を加える。

2 主務大臣は、前項の規定により許可又は認可をしないときは、あらかじめ、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

第五十七條第一号及び第二号中「法令の悪質な違反者」を「法令を遵守する精神を著しく欠く者」に改め、同條に次の一項を加える。

2 主務大臣は、前項第三号の条件を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

第五十八條第六項を削る。

第六十三條を次のように改める。

第六十三條 指定遠洋漁業の許可又は起業の認可に関しては、第三十四條第一項、第四項(漁業権の制限又は条件)、第三十五條(休業の届出)、第三十七條第一項、第二項、第四項、第三十八條第一項、第五項、第三十九條第一項、第二項、第四項から第十三項まで(漁業権の取消)の規定を準用する。

この場合において、「都道府県知事」とあるのは「主務大臣」と、第三十四條第一項中「公益上必要がある」と認めるときは、免許をするにあたり、「とあるのは「公益上必要がある」と認めるときは、「と、同條第四項(第三十七條第四項、第三十八條第五項及び第三十九條第四項、第十三項)において準用する場合を含む。」中「海区漁業調整委員会は、前項の申請をしようとするときは、」とあるのは「主務大臣は、第一項の処分をしようとするときは、」と、第三十八條第一項中「第十四條」とあるのは「第五十七條」と、第三十九條第七項中「都道府県知事が海区漁業調整委員会の意見をきき、且つ、主務大臣の認可を受けて」とあるのは「主務大臣が」と、同條第十三項中「第三十四條第二項、第四項」とあるのは「第三十四條第四項」と読み替へるものとする。

第六十四條に次の一項を加える。

3 第一項の場合には、第三十四條第四項(聴聞)及び第三十九條第五項から第十一項まで(損失補償)の規定を準用する。この場合において、第三十四條第四項中「海区漁業調整委員会は、前項の申請をしようとするときは、」とあるのは「主務大臣は、第六十四條第一項の規定による取消をしようとするときは、」と、第三十九條第七項中「都道府県知事が海区漁業調整委員会の意見をきき、且つ、主務大臣の認可を受けて」とあるのは「主務大臣が」と読み替へるものとする。

第六十五條第五項、第六項を夫々第六項、第七項とし、第四項の次に第五項として次の一項を加える。

5 主務大臣は、第一項の省令を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

第七十一條に次の一項を加える。

6 第二項の規定による工作物の除害工事の命令があつた場合において、当該工作物の上に先取特権、

質権又は抵当権があるときは、第三十九條第十項及び第十一項(補償金の供託)の規定を準用する。

第七十五條第一項及び第三項中「命令の定めるところにより、」を削り、第二項及び第四項を夫々次のように改める。

2 前項の免許料及び許可料の額は、漁業の種類又は規模、漁場の優劣等を勘案し、当該漁業の収益力に応じ、その年総額が、漁業法施行法(昭和二十四年法律第...号)第九條の規定により補償金のうち沿岸漁業に関する分を主務大臣の定める期間及び利率により元利均等年賦支拂の方法によつて支拂うものとした場合における年支拂額に相当する額とおおむね等しくなるように定めなければならない。但し、免許料又は許可料の額が漁業者の負担能力をこえると認められる場合においては、免許料又は許可料の額は、その年総額が、年支拂額に相当する額よりも少くなるように定めてもよい。

4 前項の許可料の額は、漁業の種類又は規模等を勘案し、当該漁業の収益力に応じ、その年総額が、第一項の免許料及び許可料の年総額に主務大臣が中央漁業調整審議会の見解をきいて定める一定割合を乗じて得た額をこえないように定めなければならない。

第七十六條第二項中「その負担能力が減退したときは、」を「その負担能力が減退したとき、又は漁業者の責に帰すべき事由による場合を除き漁業権の行使若しくは許可を受けた

漁業を停止されたときは、」に改める。

第七十九條中「国税の下に」並びにその督促手数料、延滞金及び滞納処分費を加える。

第八十條を次のように改める。
(国税徴収法の準用)
第八十條 免許料及び許可料に關しては、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四條ノ七(書類の送達)、第四條ノ八(公示送達)及び第九條第二項から第六項まで(督促手数料及び延滞金)の規定を準用する。

第九十二條第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし以下順次繰り上げ、同條に次の一項を加える。
4 当選人がないとき、又は当選人がその選挙における委員の定数に達しないときもまた前二項に同じである。

第九十三條第二項但書中「第二項」の下に「又は第四項」を加える。
第九十四條中「及び第七十三條(罰則)を」を「第七十三條(罰則)に關する衆議院議員選挙法の準用)及び第九十八條(失職の時期)に、」地方自治法第三十條第二項を「地方自治法第十九條第四項中「前三項」とあるのは「漁業法(昭和二十四年法律第...号)第八十七條第一号」と、第三十條第二項(本條において準用する同法第四十條及び第四十七條において準用する場合を含む。)」に、「第四十一條」を「第四十一條及び前二項」に、「漁業法(昭和二十四年法律第

号)第九十一條と、」を「漁業法第九十條第三項及び第九十一條」と、第三十四條中「第三十二條第一項、第二項」とあるのは「漁業法第九十條第三項」と、」に、「第九十二條第二項」を「第九十二條第二項若しくは第四項」に改める。

第九十七條第四項中「ある者は、」の下に「前項の交付を受けた日から三十日以内に、」を加え、同條第五項中「第九十四條において準用する地方自治法第六十六條第一項、第四項若しくは同法第六十八條第二項又は本條第一項若しくは第三項」を「第一項又は前項」に改める。

第九十九條第一項中「第八十五條第三項第一号の」を削る。
第一百十一條中「同條中」を削り、「読み」を「」と、第一百三條中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(瀬戸内海連合海区漁業調整委員会にあつては主務大臣)」と読み」に改める。

第一百十四條中「及び第五項」を「第五項及び第六十三條」に改める。
第一百十六條第一項中「漁場、」の下に「船舶、」を加え、同條第二項但書を削り、同條に次の一項を加える。
3 前項の場合には、第三十九條第五項から第十一項まで(損失補償)の規定を準用する。この場合において、同條第七項中「都道府県知事は海区漁業調整委員会」とあるのは「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会又は中央漁業調整審議会に於ては主務大臣がその委員会又は審議会の意見をきき、その他の場合にあつては都道府県知事が海区漁業調整委員会」と読み替へるものとする。

第一百十七條中「漁業調整委員会に対し」を「漁業調整委員会(瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を除く。以下第百十八條までにおいて同じ)に対し」に改める。

第一百十八條第一項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を除く。以下本條中同じ。」に關する費用については、第七十五條第二項の規定による免許料及び許可料の額の決定の際基礎とした当該費用」を「に關する費用」に改め、同條第二項及び第三項を削る。

第一百二十三條に次の一項を加える。
2 前項の場合には、第三十九條第六項、第十項及び第十一項(損失補償)の規定を準用する。

第一百二十五條第六項中「前項の期日」を「第三項の期間」に改め、同條に次の二項を加える。
14 第一項若しくは第四項又は第五項の裁定において定める使用権の設定若しくは買取の対価又は移転料の額に不服がある者は、第十一項の公示の日から九十日以内に訴をもつてその増減を請求することができる。

15 前項の訴においては、申請者又は当該土地若しくは当該定着物物の所有者その他これに關して権利を有する者を被告とする。

第一百五十六條第四項中「及び第十二項」を、「第十二項、第十四項及び第十五項」に改める。
第一百二十七條を次のように改める。

(内水面における第五種共同漁業の免許)
第二百二十七條 内水面(第八十四條第一項の規定により主務大臣が指定する湖沼を除く。以下同じ。)における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、且つ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

第二百二十八條 都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠つておると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見をきいて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従つて水産動植物を増殖すべきことを命ずることが出来る。

2 前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。

3 前項の場合には、第三十九條第三項及び第四項(公益上の必要による漁業権の変更、取消又は行使の停止)の規定を準用する。

4 主務大臣は、内水面における水産動植物の保護増殖のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定による命令をすべきことを命じ、又は当該命令にかかる増殖計画を変更すべきことを命ずることが出来る。

第二百二十九條を次のように改める。
（免許料及び許可料）
第二百二十九條 内水面における漁業の免許又は許可を受けた者は、毎年、政府に免許料又は許可料を納めなければならない。

2 前項の免許料及び許可料に関しては、第七十五條第二項（免許料及び許可料の額）及び第七十六條から第八十一條まで（免許料及び許可料の徴収）の規定を準用する。この場合において、第七十五條第二項中「沿岸漁業」とあるのは「内水面漁業」と読み替えるものとする。

第二百三十二條中後段を削る。
第二百三十三條に次の一項を加える。

2 前項の手数料の額は、千円をこえない範囲内において、命令で定める。
第二百三十四條第一項中「漁場、」の下に「船舶」を加え、第二項但書を削り、同條に次の一項を加える。

4 第二項の場合には、第二百十六條第三項（損失補償）の規定を準用する。
附前第九項中「第七十五條」を「第七十五條及び第二百二十九條」に改め、第十三項を削り、第十四項を第十三項とし、第十五項を第十四項とする。

以上が漁業法に対する修正の点であり、次に、漁業法施行法案に対する修正案でいいます。

〔朗読〕
漁業法施行法案に対する修正案

第六條第二項中「別に命令で特別の定をする」を「漁業調整のため必要な限度において命令でその期間を短縮する」に改める。
第二十六條中「第二十四條」を「第二十五條」に改め、同條を第二十七條とする。
第十八條を第十九條とし、以下第二十五條まで順次繰り下げ、第十七條の次に次の一條を加える。
（日光養魚場の所管換）
第十八條 農林大臣が日光養魚場の用に供されている国有財産の所管換を受けるときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十五條（異なる会計間の所管換等）の規定にかかわらず、無償とする。

第六條第二項中「別に命令で特別の定をする」を「漁業調整のため必要な限度において命令でその期間を短縮する」に改める。
第二十六條中「第二十四條」を「第二十五條」に改め、同條を第二十七條とする。
第十八條を第十九條とし、以下第二十五條まで順次繰り下げ、第十七條の次に次の一條を加える。
（日光養魚場の所管換）
第十八條 農林大臣が日光養魚場の用に供されている国有財産の所管換を受けるときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十五條（異なる会計間の所管換等）の規定にかかわらず、無償とする。

その要点を申しますと第一が定置漁業の範囲を水深二十七メートル以上とし、水深二十七メートルに満たないものは、第二種共同漁業に包含することとし、第六條第三項第一号を訂正したのでございます。

第二に、河川における共同漁業権を加え、これに伴い第一種共同漁業のうち淡水、藻類を目的とする漁業を包含させることとしたのであります。それは第六條第五項第一号及び第五号、第十四條第六項第一号でございます。

第三に漁業の免許の内容たるべき事項の決定にあつては、海区漁業調整委員会があらかじめ公聴会を開き、利害関係人の意見を聞くものとする。これを第十一條につけ加えたのでございます。

第四番目は、漁業の免許を受けようとする漁場の敷地の所有者または水面の占有者の同意にかわるべき裁判所の許可の裁判及びこれに対する上訴に關しては、その手続に限り、最高裁判所規則に委任するものとし、委任立法の範囲を必要限度にとどめることといたしまして、第十三條第二項及び第三項に必要な修正をしたのであります。

第五番目は、第十三條第一項各号の事由により免許をしないときは、海区漁業調整委員会は、あらかじめ公聴会の聴聞を行い、申請者またはその代理人が弁明し、かつ、有利な証拠を提出する機会を與えることとして、第十三條第五項を修正したのであります。

第六番目は、第十四條第一項各号の免許の適格性を適正にいたしましたので、ただいま朗読いたしましたように第一号、第二号をまとめて、ことに第三号が非常に抽象的でございますので、関係方面からも御指示がありました。うなごを体しまして、これも相当抽象的とは思いますが、原案よりははややくなつていると考えましたので朗読いたします。

〔朗読〕
第十四條第一項各号を次のように改める。
一 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて漁業者しくは労働に關する法令を遵守する精神を著しく欠き、又は漁村の民主化を阻害すると認められた者であること。
二 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて、どんな名目によるのであつても、前号の規定により適格性を有しない者によつて、實質上その申請に係る漁業の経営が支配さ

れる虞があると認められた者であること。
こういふ意味におきましては、原案と同じようでございますが、表現方法をかえたのでございます。

七番目は、区画漁業及び共同漁業の免許については、漁業協同組合またはその連合会の適格性の要件並びに定置漁業の免許の優先順位についての漁業協同組合の要件に、その組合員が当該漁業を営むことのほか、地元区内または関係地区内に住所を有することを加えて、第十四條第二項、第六項、第十六條第九項を修正したのであります。

八番目は、北海道においても定置漁業の免許についての漁業生産組合の優先順位を認めることとし、第十六條第八項を修正したのであります。

九番目は、定置漁業並びに漁業協同組合及びその連合会以外の者の有する区画漁業権は、抵当権のほか先取特権の目的とするに、第二十三條、第二十四條、第二十五條、第二十六條、第二十七條、第四十一條、第五十條にそれぞれ修正したのであります。

十番目に、定置漁業権を目的とする抵当権の設定について認可の基準を定めることとして、第二十四條第三項を訂正したのであります。

十一番目は、漁業権者が当該漁業に關し行政の許可等に基いて有する権利義務は、漁業権の処分に従つて漁業権者の承継するものとする。第二十九條を修正したのであります。

十二番目は、免許後漁業権に制限または条件をつける場合に併しに休業、適格性の喪失等による漁業権の取消、漁業調整、公益上の理由による漁業権の取消、変更及び行使の停止をする場合には、あらかじめ海区漁業調整委員会が公聴の聴聞を行い、当該漁業権者またはその代理人が弁明し、かつ有利な証拠を提出する機会を與えることといたしまして、第三十四條、第三十七條、第三十八條、第三十九條にそれぞれ必要な修正をいたしました。

第十三、漁業権者以外の者が当該漁業権の内容たる漁業の経営を實質上支配していることを認められる場合の漁業の免許の取消しは、他の者から全出資額の過半の出資を受けている事実のみをもつて、その免許の取消しをすることのないうようにするための解釈上の規定を第三十八條第四項として修正いたしました。

第十四、漁業権者の責めに帰すべき事由による場合を除き漁業権の変更、取消しまたは行使の停止によつて生じた損失は、政府が補償するものとし、また補償金額については増額請求の訴えを認めること。また担保権者保護の規定を設けること。なお受益者があるときは、政府は補償金額の全部または一部をその者に負担させることができるものとする。休業中の漁業許可の取消しの場合についても以上と同様とする。第三十九條、第三十六條を修正しました。

第十五、指定遠洋漁業の許可または起業の認可をしない場合には、漁業の免許の場合と同様あらかじめ聴聞を行うものとする。第五十六條を修正しました。

第十六、指定遠洋漁業についての適格性の内容を漁業の免許の場合と同様適正にすることとして第五十七條を修

正しました。

第十七、主務大臣が指定遠洋漁業の船舶の条件を定めるには、中央漁業調整審議会の意見を聞くものとする。第五十七條第一項第三号を修正しました。

第十八、大型捕鯨業の新規許可についても他の指定遠洋漁業と同様の取扱いとすることとして、第五十八條第六項を削ることとした。

第十九、指定遠洋漁業の許可または起業の認可の取消し等の場合も、漁業権の取消し等の場合と同様、あらかじめ聴聞を行うものとする。第六十三條を修正しました。

第二十、船舶の定数の減少のため指定遠洋漁業の許可または起業の認可を取消す場合には、あらかじめ聴聞を行うとともに損失補償をするものとする。漁業調整、公益目的のために取消しの場合も同様とすることとして第六十三、四條を訂正しました。

第二十一、主務大臣が漁業取締規則を制定するには、あらかじめ中央漁業調整審議会の意見を聞くものとして第六十五條を修正しました。

第二十二、第七十一條第二項の規定による工作物の除害工事の命令のあつた場合における担保権者を保護するため、補償金の供託制度をとることとして第七十一條を修正しました。

第二十三、免許料及び許可料の額の決定の基準を法定し、かつ免許料及び許可料の年総額は、旧漁業権の補償金を一定の期間及び利率により元利均等支拂いする方法によつて支拂うものとした場合における年支拂額とおおむね同額とすることとし、従つて行政費は免許料及び許可料の額の決定の基礎としな

いこととして、第七十五條、第二百二十九條を修正しました。

第二十四、漁業者の責めに滞すべき事由による場合を除き、漁業権の行使または許可を受けた漁業の停止の場合には、負担能力の減退の場合と同様、免許料及び許可料の減免を行うこととして第七十六條を修正しました。

第二十五、免許料及び許可料の督促手数料及び延滞金は、国税の場合と同様、手数料十円、延滞金は、百円につき一日二十銭とすること。なお強制徴収の場合の先取特権の順位に関する規定の不備を補うこととして、第七十九條、第八十條を修正しました。

第二十六、当選人がないとき、または当選人がその選挙における委員の定数に達しない場合は、すべて再選挙を行うべきであるから、その趣旨を明らかにすることとして第九十二、三條を訂正しました。

第二十七、委員は、選挙または当選の効力に関する異議の申立または訴えがあつても、その異議の決定または判決が確定するまでは、その職を失わな

いものとするため、地方自治法第二百一十八條の規定を准用し、これに相当する第九十七條第五項前段を削り、同項を整理することとして、第九十四條、第九十七條をそれぞれ修正しました。

第二十八、委員の無資格の決定に対する不服の訴えについて、出訴期間を三十日とすることとして、第九十七條を修正しました。

第二十九、知事選任の委員についても解職の請求をなし得るものとする。第九十九條を修正しました。

第三十、漁業調整委員会または中央漁業調整審議会は、船舶についても調査を行い得るものとする。また土地の測量、検査または障害物の移転、除去によつて生じた損失の補償については、漁業権の取消しの場合と同様とすることとして、第一百六條を修正しました。

第三十一、漁業調整委員会の費用は、国の負担とすることとして、第一百八條を修正しました。

第三十二、土地の使用及び立入、障害物の除去等の場合における補償すべき損失の範囲、担保権者の保護については、漁業権の取消しの場合と同様とすることとして、第二百二十三條を修正しました。

第三十三、裁定に定められた海藻乾場、船揚場、漁舎等の使用権の設定もしくは買取の対価または定着物の移転料の額に不服がある者に対し出訴の道を開くこと。これらの賃貸料の裁定についても同様とすることとして、第二百五、六條を修正しました。

第三十四、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、水産動植物を増殖する義務を負うものとし、その義務を怠るときは、都道府県知事が増殖計画による増殖命令を発し、これに従わな

いときは、漁業権を取消すことができるものとする。第二百二十七、八條を訂正しました。

第三十五、内水面の料金をやめ、沿岸漁業と同じく免許料及び許可料を徴収するものとする。第二百二十九條附則第九項、第十三項を修正しました。

第三十六、漁業手数料の最高限度を千円とすることとして、第三百三十三條を修正しました。

第三十七、当該官吏は、船舶にも臨検検査をすることができるものとする。また土地の測量、検査または障害物の移転、除去によつて生じた損失の補償については、漁業調整委員会の場合と同様とすることとして、第三十四條を修正しました。

第三十八、旧法に基づく許可の有効期間を短縮する場合の基準を法定することとして、施行法第六條第二項を修正しました。

第三十九、農林大臣が日光養魚場の用に供されている国有財産の所管がえを受ける場合には、国有財産法第十五條の規定にかかわらず無償とすること

を、施行法第十八條にうたつたのであります。

第四十、その他條文中脱漏不備を補正し、または修正に伴う規定の整理のため、必要な修正を行つたのであります。たとえば第六條第五項第五号、第十七條第七項、第十八條第二項、第三十三條、第四十一條、第六十三條、第八十四條、第九十四條、第九十一條、第九十四條、第九十七條、第二百一十五條第六項などがこれらでござい

ます。以上でございませう。

○石原委員長 なお申し添えます。ただいま説明しました案は、本年の五月七日に政府提案となりまして、その当日において、法務局オブラー、主としてプレークモアの発言であります。次に五月十二日天然資源局水産部副長ネビル、この二人より参衆両院の法制局長を通じて要望があつたのであります。その要望の事項は、五月十二日の本院の委員会におきまして、入江衆議院法制局長が要望事項を説明したのであります。それに抵触しない程度にこの案を作成したのであります。なお今朝入江局長にもこの案を出し

ができないが、しかし大体感覚からい
たしますと、大局的には私は賛意
を表しておるのであります。ただ二、
三私らが賛意を表しかねることがあ
りますので、この点について一応立案者
の方の意見も伺つて、そうして自分
が賛否を決したい、かように思つてあ
ります。

そこで第一の問題は、法案の第六條
の漁業権の定義の問題であります。定
置漁業の範囲を水深二十七メートル以
上とし、二十七メートルに満たないも
のは第二種共同漁業に包含することに
なつておりますが、おそらく立案者
の方といたしましては、いわゆる實際に
この法案を法律として施行した場合に
おいて、漁業協同組合は過去の漁業権
をもつて自営することが不可能であ
るから、零細漁民を救済して行くに
は、ごく沿岸の海域を開放して行か
なければ、沿岸漁民の生業が成り立た
ない、増産もできないというお考えか
ら、定置漁業を二十七メートル以上と
したという趣旨であると思つて、そ
の趣旨には必ずしも私は不賛成では
ありませんけれども、私らの体験から行
きまして、二十七メートルと言いま
すれば大体十八ひろくらいになります。
その海の深さにおいて定置漁業のよ
うな類似のもので、はたして漁網をそ
こに設置いたしまして、風波あるいは潮
流にたえて、そうして増産ができるか
どうかということを心配するものであ
ります。従つて必ずや私は定置漁業に
はつきりしなければならぬ時代が来
るのじやなからうか、言いかえれば、
定置漁業でなければ、二十七メー
ターでは漁業がでない。つまり類似の
ものではできない。かように私は判

断をするものであります。従つて定置
漁業となりますと相当に資材、資本、
それから労働者等も多数に要します。
すなわち漁業協同組合の現在の経済状
態から言つて、あるいは組織の状況か
ら言つて、その定置漁業に類似するこ
ろの第二種共同漁業に編入したこ
ろの漁業を経営できない。できな
い場合になりますと、また他の資本家
の漁業を入れなければならぬことに相
なることも明らかであります。また共
同漁業権は原則的には浮魚をはずす
いうことでもあります。そこでせつかく
漁業協同組合員、すなわち零細漁民の
ことを思いまして、海域を広げまし
ても、浮魚を他の漁業者が漁獲されたの
では、その思いやりがかえつて漁民の
損失になるのではなからうか、かよう
に考えるのであります。この修正の
御趣旨はいかにあるかということ、
まずもつてお伺いしたいのでありま
す。

それから第二点は要項の第二項、そ
れから法案の第十六條の第八項であ
ります。そこで第八項には、第六項の規
定は北海道において適用しない、とい
うことになつておりますが、この十六
條の全文は生産組合第一優先となつて
おるのであります。そこで第六項の生
産組合の優先は決して私は悪いとは思
いません。これはやはり先ほど申し上げ
ましたように、細民の生活のために
そうしたような制度を設けられること
には賛成であります。しかし実際に北
海道を見ますときに、生産組合をつ
くつて、定置漁業に最優先を興えると
いうことは、先ほど申し上げました
ように、資材、資材その他あらゆる條
件からいたしまして、はたして漁業の

経営が可能であるかどうかということ
と、それから北海道の漁業権は約七千
四百ほどあります。現在自営をして
おるものは四千以上あります。北海
道は定置漁業が主となつて、全日本の
三分の一以上の生産をあげておるの
であります。そうした特殊性を持つてお
るところの北海道に、趣旨としてはま
ことにけつこうであるかもしれないこと
が、実際に漁業経営のできないこと
を経営させることになると、増産がば
まされるばかりでなく、その漁業を
してもし損失をこうむつた場合にお
いて、細民がかえつてその生活に苦し
むことがあるのではなからうか。漁業は
御承知の通り必ずしも利益のあるとい
うものではないと、特に定置漁業
の危険性ということは何人も認めてお
ります。すなわち内地におきましても、
約七割の漁業権を漁業会が所有して
おるに、これを賃貸して資本漁業家
に委ねておるといふ一つの例をも
つてしても明らかであります。こうし
たような実情から、北海道はどうして
も特別に扱つてもらわなければなら
ない。また扱うべきであるという政府
の案になつております。もちろん一つ
の勧告とも言われる、先ほど委員長が
読まれた関係方面の趣旨を体して、
この特別扱いになつておることを削除
したとは思ひますけれども、原案に
つづいて了承をとつたものとして出
るにもかかわらず、ただ一部の勧告が
あつたために、ただちにこれを修正
し、すつかり削除するといふような
ことは、北海道の事情を知らない者が
考えたのではなからうか、私はかよう
に考えますので、この点をあわせてお伺

いしたい。さらに討論に入ります場合
には、そのお答えによつて私は討論を
いたしたい、かように考えてお
ります。

○小安専門員 たいま川村先生から
いろいろお話がございました通り、第
一の定置漁業の水深二十七メートルに
つきましては、地方によりましてい
ろいろと実情が異なる。ことに漁具及び底
形あるいは地勢等の差異によりまし
て、種々ございまして、共同漁業
権の性質から考えまして、水深十五
メートルではやや大型の定置がまだ
だ相当困難であらうというふうな関係
から、水深をいさしく増した方がい
いのじやなからうかという点も考えら
れますので、二十七メートルぐらいが
適当であらうというふうな考え方であ
りまして、先生のあげられた理論に
対しましては、私どもも同感でござい
ます。

次に御意見のございました第十六
條、第八項の点でございますが、この
点につきましては、川村先生のおつし
やられました、北海道の特殊事情が他
と違つておるといふことは、あえて申
し上げるまでもございせんが、なか
なかデリケートな点がございせん
で、過般五月十二日に入江法制局長
からる御説明がありました通り、第十
六條第八項、すなわち定置漁業の免許
の場合に關する優先順位の規定は北海
道に適用しないといふのは、やや不
合理ではないかといふので、この規定は
削除いたしまして、北海道におきま
しても、他の一般の地区におけると同
様に、定置漁業免許の優先順位を
適用する方がよからう。なおこの点
種々實質的に議論のあるところであ

りましようが、当時入江さんからの
話によりますれば、北海道についての
特殊事情は種々研究いたしました
が、この規定を置いて適用を排除する
ほどに特別の事情は認めがたいとい
う御注意もありましたので、先生
の御意思また御意見のあるところを
重んずるはいたしておられますけれども、
以上のような次第で一応削除したので
ございませう。

○砂間委員 私は今日の審議のやり方
につきましてはなほだ不満を持つてお
るのであります。大体この修正案を審
議するということになつたのであり
ますが、この修正案はどの議員が
出されたのかちつともわからない。委員長
が出されたのですか。

○石原委員長 委員長の提案です。
○砂間委員 それではそうして、半
年かかつてつくつた修正案を、客観情
勢の変化とか何とかいふことになり
まして、突然ななげをしてまた別の修正
案が出されたのであります。今日
ただきました四十項目にわたる漁業法
案及び漁業法施行法案修正案とい
うものは、この開会の直前に出された
のであります。ほんのざつとしか目を
通すことができなかった。ところが專
門員が説明に出ますと、いきなり政府
原案の字句の修正をペラ／＼やつて、
何が何だかちつともわからない、ま
ことに不親切なやり方だと思つて、そ
れもおくといたしまして、とにかく委
員会のごういやり方に対しては、
私は非常な不満を持つています。法案
の審議にあつては、一字一句でも非
常に重要性を持つていふと思つて、
やつが、これを突然提出されて、やつ
さもつさでやるというやり方に対しま

そのことによつて漁業権を支配すると
解釈してはならないというだけであり
まして、先生のおつしやいますように
他のいわゆる自営をいたします法定上
の條件が満たされております場合でな
ければいけませんので、われわれは單
に端的に全部なるとは考えません。

○奥村委員 私の申し上げるのはいか
なる漁業協同組合でも、大体自営の意
思はあるものなので、條件は備わる、
ただ資金資材の都合で困る、その場合
この修正ができるとするならば、資材
資金は他から仰いで、ある程度実力が
備わらなくとも自営をやつて行ける、従
つて漁業権を持つことができる、事実
上こういうふうになると思うのです。
これは解釈の問題でありますからこれ
で止めます。

○石原委員 もう発言はないよう
ありますから、この試案につきましては
は関係方面との折衝を完了いたしました
と思ひますので、御了承願ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員 御異議ないようであり
ますからさよう決します。

次におはかりします。かねて現地調
査等をいたしました神戸市に瀬戸内海
海区調整事務所を置くということが今
日まで案となつておりますが、なお瀬
戸内海の海区、紀伊水道の海区に関
する取締りの件、またこれに関する漁
業法上の関係、あるいは有明海にお
ける海区調整事務所設置に関する件、
静岡県に狩野川放水路設置に関する
件等が、今国会中に決定的な処置が
できないのであります。そのうち狩
野川放水路はただこの常任委員会の
意見を申し出るということにあるので
あります。他の各件は法文化すべき
性格を持

つておるのでありますけれども、た
だいま即時これが手続上からもでき
ないことでありまして、過日調査班
長の玉置君より本委員会に報告があ
つてそれを承認しておるのであります。
それによつてここに要望事項として
決議をしていただいて、議案を通じて
要望事項を表現する方法、また関係
当局へ申出する方法等の手続をとり
たいと思つて、それらの方法は委員
長におまかせを願つて、適当な処
置をとりたいと思ひますが、いかが
でございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員 御異議ないようであり
ますからさよう決します。

なお狩野川放水路の設置は静岡県
にとつては重大な問題のようであり
ます。その放水路の位置が万一にも
漁業の中心地帯であつた場合には、
静岡県に甚大なる被害を及ぼすのみ
ならず、太平洋の一部の漁業に悪
影響を及ぼすと思つて、これに
對しては水産庁と合議をするとい
うか、あるいは水産常任委員会の
意見を尊重するといふか、何らかの
被害を少なくして、そうしてこの
放水路もできるという案があれば、
適当だと思つております。それら
に對しての処置についておまかせ
を願ひたいと思つておりますが、
いかがでございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員 御異議ないようであり
ますからさよう決します。

次になお御報告申し上げます。去
る二十五日委員川端佳夫君が辞任
され、その補欠として小西寅松君
が委員に選任されました。また
昨二十六日委

員小西寅松君が辞任されて、その
補欠として川端佳夫君が委員に選
任されました。右の委員異動に
よつて、水産の漁港小委員に關
する委員が一名欠員になつてお
りますが、その補欠は委員長に
おいて指名することに御異議あ
りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員 御異議なしと認めま
して、川端佳夫君を漁港に關する
小委員に指名いたします。

それでは本日はこの程度で散
会いたします。

午後三時二十一分散会

昭和二十四年十二月二十七日印刷

昭和二十四年十二月二十八日発行

衆議院事務局

印刷